

彌富毛絲工場の工場長としては、現に我が日本毛織會社の技術員であつた元岐阜工場長高津忠氏が赴任した。新陣容の當會社が、今後如何なるコースを以て進むかは、斯界の興

味ある問題で、一般から注目せられて居る。

昭和毛絲紡績株式會社定款

第一章 總 則

第一條 當會社ハ昭和毛絲紡績株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ毛絲及絹綿毛各種混交絲ヲ製造販賣シ其原料品ノ賣買ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三條 當會社ハ本店ヲ名古屋市ニ置ク

但必要ノ場合ハ取締役會ノ決議ニ依リ便宜ノ地ニ支店出張所ヲ設置シ之ヲ廢止スルコトヲ得

第四條 當會社ノ資本金ハ二千萬圓トス

第五條 當會社ノ公告ハ所轄登記所ノ公示スル新聞紙ニ掲載ス

第二章 株 式

第六條 當會社ノ資本ハ之ヲ四十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五十圓トス

第七條 當會社ノ株券ハ總テ記名式トシ一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券ノ五種トス

第八條 株金拂込ノ期日及金額ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其期日ノ翌日ヨリ拂込ノ日迄其滯納金百圓ニ付日歩四錢ノ

割合ヲ以テ延滯利息ヲ支拂ヒ尙滯納ニヨリテ生ジタル費用其他ノ損害ヲ負擔スルモノトス

第十條 株主ハ其住所及印鑑ヲ會社ニ届出ツヘシ

但法定代理人ハ其資格ヲ證明スヘキ公正ノ證書ヲ添付スルコトヲ要ス

外國ニ居住スル株主ハ會社ヨリ通知又ハ催告ヲ受クヘキ場所ヲ日本内地ニ定メテ會社ニ届出ツヘシ

前各項ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第十一條 株式讓渡ノ場合ニ於テハ當會社所定ノ書式ニ依リ當事者双方ノ連署ヲ以テ株券ヲ添ヘ名儀書換ヲ請求スヘシ

第十二條 相続、遺贈、結婚、其他法律ノ作用ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ其事實ヲ證明スル書面ヲ添ヘ名儀書換ヲ請求スヘシ

但シ場合ニ依リ相當ト認ムル保證人二名以上ヲ立テシムルコトアルヘシ

第十三條 株券ヲ滅失又ハ喪失シタルトキハ其事由及會社ニ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スル旨ヲ記載シタル書面ヲ作り當會社ノ確實ト認ムル二人以上ノ保證人ト連印ノ上再交付ヲ請求スヘシ此場合會社ハ請求株主ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公示シ三十日間ヲ經テ他ヨリ異議ノ申出ナキトキニ限り特ニ株券ヲ交付ス

第十四條 株券ヲ汚損毀損シ又ハ分合ヲ要スルトキハ該株券ト引換ニ新株ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 株券ノ名儀書換ハ株券一通ニ付金三十錢ノ手数料ヲ要ス

第十六條 每事業年度末日ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄名儀書換ヲ停止ス

臨時株主總會ヲ招集スルトキ及其他ノ場合ニ於テ必要ヲ認ムルトキハ豫テ公告シテ一定ノ期間内名儀書換ヲ停止スルコトアルヘシ

第三章 株主總會

第十七條 定時株主總會ハ毎年五月及十一月ニ之ヲ開ク

第十八條 總會ノ議長ハ社長之ニ當リ社長事故アルトキハ他ノ出席取締役之ニ當ル

第十九條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス

内名儀書換ヲ停止スルコトアルヘシ

第三章 株主總會

第十七條 定時株主總會ハ毎年五月及十一月ニ之ヲ開ク

第十八條 總會ノ議長ハ社長之ニ當リ社長事故アルトキハ他ノ出席取締役之ニ當ル

第十九條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス

第二十條 株主ハ當會社ノ株主ニ對シテノミ其議決權ノ行使ヲ委任スルコトヲ得

第二十一條 株主總會ノ決議ハ法律ニ別段ノ定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

但シ議長ハ自己ノ議決權ヲ行フコトヲ得

第二十二條 株主總會ノ決議録ハ議長及出席株主二名以上署名捺印シテ之ヲ保存ス

第四章 役員

第二十三條 取締役ハ九名以内監査役ハ五名以内トシ取締役ハ三百株以上監査役ハ二百株以上ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十四條 取締役ノ任期ハ其就任後第六回監査役ノ任期ハ其就任後第四回ノ定時株主總會終了ノ時迄トス

但任期滿了後再選スルコトヲ得

第二十五條 取締役ハ在任中其所有ニ係ル當會社株式三百株ノ株券ヲ監査役ニ供託スヘシ

第二十六條 取締役ハ互選ニヨリ社長一名常務取締役二名ヲ置クコトヲ得

第二十七條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ株主總會ヲ開キテ之カ補缺選舉ヲ爲ス但法定數ヲ缺カス且事務ニ差支ナキトキハ其補缺選舉ヲ延期スルコトヲ得補缺者ノ任期

ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十八條 取締役ハ業務上必要アル場合ニハ株主中ヨリ相談役ヲ選定囑託スルコトヲ得

第二十九條 當會社ノ役員報酬ハ年額貳萬圓以内トシ其分配ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第三十條 當會社ノ事業年度ハ毎年五月一日ヨリ十月卅一日迄及十一月一日ヨリ翌年四月三十日迄トス

第三十一條 當會社ハ毎事業年度中ニ收入シタル總金額ヨリ支出シタル總金額ヲ引去リタル總益金中ヨリ其總益金ノ百分ノ五以下ノ役員賞與金及機械原價償却金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ其處分ハ株主總會ノ決議ニ依ル

第二節 共立モスリン株式會社

此の會社は、最初から我が日本毛織株式會社の傍系會社として設立せられたものではな
く、日本興業銀行が上毛モスリン株式會社の中山、館林兩工場の抵當權を實行する爲めに
昭和二年六月資本金十萬圓全額拂込濟、一株五十圓株式總數二千株を以て創立したもので
同月廿七日、日本興業銀行内に於て創業總會を開き、會社定款並に商法第三百三十四條に依
る調査及び報告を承認し、取締役には片岡敬吉、永松利熊、鎌田正明、重田益次、野村清臣
の五氏、監査役に渡邊隆藏、朝倉貞七の兩氏を選定し、事務所を東京市麴町區永樂町二丁

目に置いたのである。左に日本興業銀行が當社を創立するに至つた動機、日本毛織株式會
社の傍系會社となつた徑路、並に當社の現況に就いて少しく説明して見る。

る調査及び報告を承認し、取締役役に片岡敬吉、永松利熊、鎌田正明、重田益次、野村清臣の五氏、監査役に渡邊隆藏、朝倉貞七の兩氏を選定し、事務所を東京市麴町區永樂町二丁

目に置いたのである。左に日本興業銀行が當社を創立するに至つた動機、日本毛織株式會社の傍系會社となつた徑路、並に當社の現況に就いて少しく説明して見る。

これより先、日本興業銀行は上毛モスリン株式會社の中山、館林兩工場を財團とする擔保付社債四百萬圓を引受けて居たが、同社は戦後財界不況の打撃を受け業績惡化し、大正十四年下半年には繰越損金八百十二萬圓を計上するに至つたので、同年十月この損金を整理する爲めに、千二百十六萬二千圓の資本金を四百五萬四千五十圓に減少し、極力社業の挽回に努めたが其の効なく、昭和二年五月一部の債權者は、同社練馬工場を一百萬圓に評價し武藏紡織株式會社(昭和三年三月東洋モスリンに合併)を設立した。これと同時に日本興業銀行は中山、館林兩工場を競賣に付したが、財界不況の爲め入札者が無かつた。そこで日本興業銀行は社債受託の信用を維持するため、止むを得ず同社の社債を額面で買入れると共に中山、館林の兩工場を四百萬圓で同行に於て落札し、其の代金を以て社債を償還することとして、資本金十萬圓の當社を設立したのである。而して共立モスリン株式會社は右兩工場の土地建物及び機械器具に對し入札したところ、八月七日に至つて裁判所より競落許可の決定通知があり、此の決定に對し異議の申立があつたが、八月廿三日大審院に於て此の申立は棄却となり、茲に競落は確定した。此の納入資金調達のためより當社の資本金を四百萬圓に増加

し、日本興業銀行と日本毛織株式會社とが、爾後共同で同社を經營して行かうといふことに話が纏り、日本毛織は川西社長及び其の他の名義で新株式七萬八千株の内六萬五千株を引受け、九月十七日新株式三百九十萬圓全額の拂込を了した。この拂込金により競落代金の全部を納入し、右兩工場の所有權は完全に當社に歸屬するに至つたのである。

昭和二年十月、永松、鎌田、重田、野村の四取締役は辭任し、補缺選舉の結果、取締役に川西清司、敷根吉造、松本弘造、櫻井靖、監査役に毛戸勝元、鎌田正明の諸氏が新に當選し、川西清司氏が社長に就任した。日本毛織系重役の就任と同時に當社は茲に面目を一新し、爾來日本毛織株式會社援助の下に傍系會社として事業を繼承することになり、同年九月競落した兩工場の整理改善に努め運轉の準備を進めたのである。當社の本社所在地は千葉縣葛飾郡中山町中山工場内に在り、館林工場は群馬縣邑樂郡館林町に在る。中山工場は坪數六萬二千四百四十四坪、建坪數一萬四百九十坪、館林工場は坪數三萬五千四百二十三坪、建坪數は八千五百八十三坪である。

當社は、最初毛絲紡績に全力を注ぐ方針で操業を急いだ結果、幸ひ中山、館林兩工場とも十月上旬より運轉を開始することが出来るやうになつた。そこで、先づ原料羊毛は日本毛織の供給を受け作業を始めた。而して、其の製品は最初より直ちに賣絲として市場に出

すことを避け、一時日本モスリン株式會社所要のモス絲製造を引受けたが、其の後製品の向上と共に漸時賣絲として市場に供給するに至り、今や一ヶ年の生産高は毛絲二百四萬七

も十月上旬より運轉を開始することが出来るやうになつた。そこで、先づ原料羊毛は日本毛織の供給を受け作業を始めた。而して、其の製品は最初より直ちに賣絲として市場に出

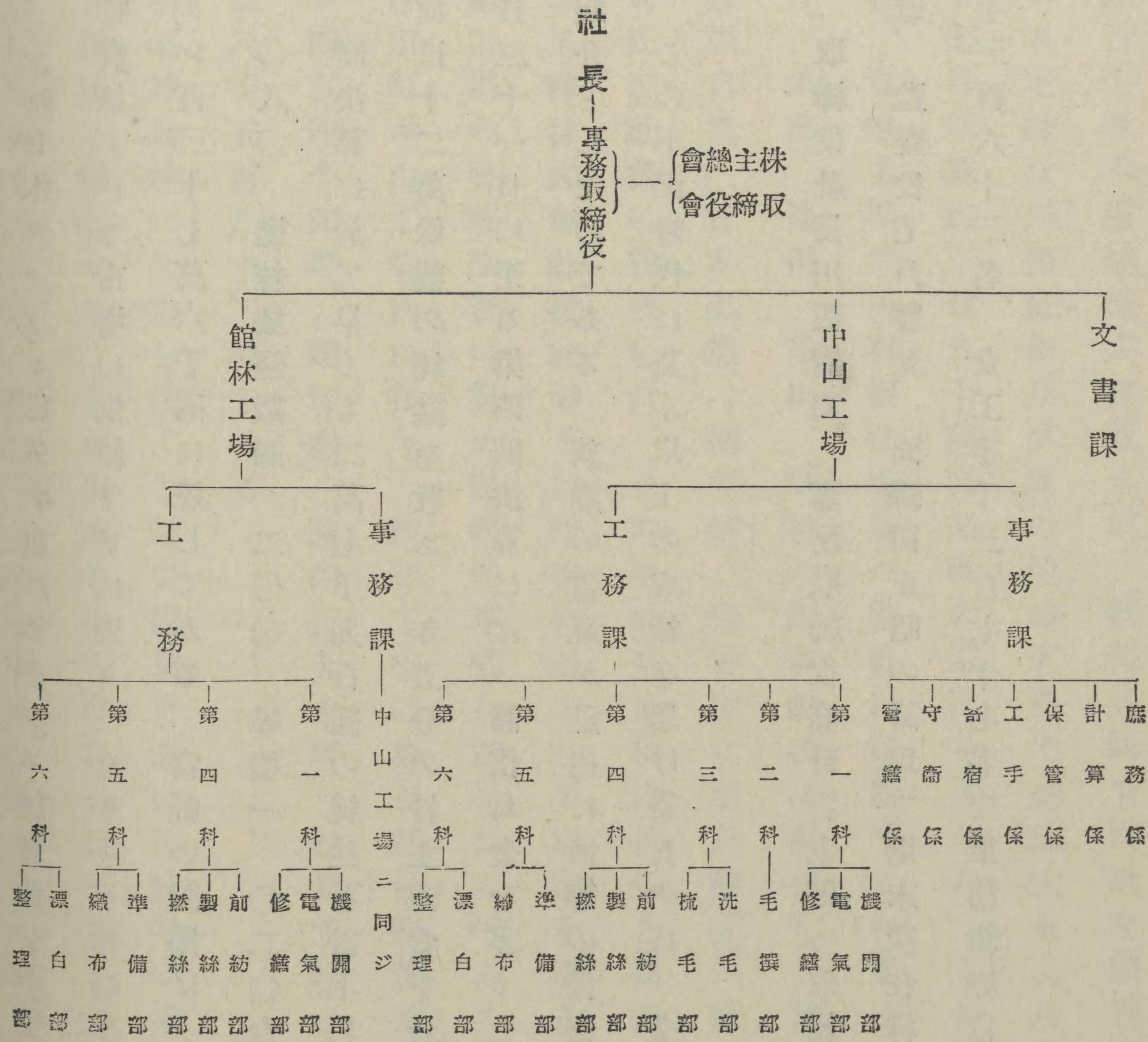
すことを避け、一時日本モスリン株式會社所要のモス絲製造を引受けたが、其の後製品の向上と共に漸時賣絲として市場に供給するに至り、今や一ヶ年の生産高は毛絲二百四萬七千封度、モスリン百三十七萬六千碼に達してゐる。當社の設備は、梳毛機鍾數三二、五六〇、紡毛機一、〇八〇、撚絲機鍾數四、二〇〇、織機一、〇二〇台を有してゐる。

當社は、第二回決算に於て早くも二萬七千九百圓の純益を計上し、第三回決算には諸償却金を差引き尙ほ十二萬餘圓の純益を收め、年五分の株主配當を行ひ、昭和三年十月一日より同四年三月三十一日に至る第四回決算には、諸償却金を多くし、株主配當を前期より一分減じて年四分としたのである。新設の當社が社内に何等の保留金もなく、相當高價な機械を使用し、この不況時代に克く以上の成績を挙げ得たのは、先づ好成績といはねばならぬ。

現在重役は、取締役社長川西清司、専務取締役高野吉太郎、取締役松本弘造、同片岡敬吉、同石田英造、監査役毛戸勝元、同鎌田正昭の諸氏で期末現在株主總數は九名、社員六十三名、男工手三百六十三名、女工手千三百七十七名で業務組織は左の通りである。

系體織組務業社會式株ンリスモ立共

共立モスリン株式會社定款



共立モスリン株式會社定款

第一章 總 則

第一條 當會社ハ共立モスリン株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ毛織物、毛絲ヲ製造販賣シ其原料品ノ賣買ヲ爲スヲ以テ目的トス當會社ハ當會社ト目的ノ全部又ハ一部ヲ同シクスル他會社ノ株式ヲ所有スルコトアルヘシ

第三條 當會社ノ資本金ハ四百萬圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ千葉縣東葛飾郡中山町ニ置ク尙必要ノ場合ニハ取締役會ノ決議ニ依リ便宜ノ地ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ之ヲ廢止スルコトヲ得

第五條 當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ニ掲載スルモノトス

第六條 當會社ノ株式ハ八萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第七條 當會社ノ株式ハ一株券、十株券、百株券ノ三種トシ總テ記名式トス

第八條 當會社ノ株式ノ名義變更ヲ爲サントスル者ハ會社所定ノ書式ニ依リ且當會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添付シテ會社ニ差出シ名義變更ノ登録ヲ受クヘシ

第九條 當會社ハ毎決算期ノ翌日ヨリ其定時株主總會ノ終結ニ至ル迄名義書換ノ請求ヲ受理セス

臨時總會ノ招集其他ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ豫メ公告シテ一定ノ期間内株券名義書換ノ請求ヲ受理セサルコトアルヘシ

第十條 當會社ノ株主其株券ノ交換ヲ要スルトキハ舊株券ト引換ニ新株券ノ交付ヲ請求スルコト

第十一條 當會社ノ株主其株券ノ交換ヲ要スルトキハ舊株券ト引換ニ新株券ノ交付ヲ請求スルコト

第十二條 當會社ノ株主其株券ノ交換ヲ要スルトキハ舊株券ト引換ニ新株券ノ交付ヲ請求スルコト

第十三條 當會社ノ株主其株券ノ交換ヲ要スルトキハ舊株券ト引換ニ新株券ノ交付ヲ請求スルコト

第十四條 當會社ノ株主其株券ノ交換ヲ要スルトキハ舊株券ト引換ニ新株券ノ交付ヲ請求スルコト

第十五條 當會社ノ株主其株券ノ交換ヲ要スルトキハ舊株券ト引換ニ新株券ノ交付ヲ請求スルコト

第六科
整理部
製布部
織造部

ヲ得

株券ヲ紛失、滅失又ハ盜取セラレタル株主ハ其事由及券面金額番號ヲ詳記シ當會社ノ相當ト認ムル保證人ノ連署セル書面ヲ以テ再交付ヲ請求スヘシ此場合ニ於テ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨公告シ公告後其營業期ノ定時株主總會後一ヶ月ヲ經ルモ尙之ヲ發見セス且異議ノ申出ナキトキハ新株券ヲ交付スヘシ

第十一條 第八條及第十條ノ場合ニ於テ請求者ハ當會社ノ定ムル手数料ヲ支拂フヘシ

第十二條 株主又ハ其法定代理人ハ當會社所定ノ雛形ニ依リ其氏名又ハ名稱、住所及印鑑ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタル時又同シ

株主ニシテ外國ニ旅行若クハ居住スル者ハ日本國內ニ通知又ハ催告等ヲ受領スヘキ代理人ヲ定メ必ス之ヲ届出ツヘシ

第三章 株主總會

第十三條 定時株主總會ハ毎年四月、十月ノ兩度ニ之ヲ開キ又臨時株主總會ハ必要アル場合ニ之ヲ開ク

第十四條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ノ外他ノ事項ヲ議スルコトヲ得ス

第十五條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス

第十六條 株主ノ委任ニ依リ總會ニ出席スル代理人ハ當會社ノ株主ニ限ルモノトス

第十七條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ス

第十八條 總會ノ議長ハ議事ヲ整理ス

議長ハ議了セサル事項ヲ議スル爲會議ヲ延長シ又ハ會場ヲ移スコトヲ得

第十九條 總會ノ議事ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十條 總會ノ議事ハ其要領ヲ議事録ニ記載シ出席シタル取締役及監査役之ニ署名捺印シ當會

第十八條 總會ノ議長ハ議事ヲ整理ス

議長ハ議了セサル事項ヲ議スル爲會議ヲ延長シ又ハ會場ヲ移スコトヲ得

第十九條 總會ノ議事ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十條 總會ノ議事ハ其要領ヲ議事錄ニ記載シ出席シタル取締役及監査役之ニ署名捺印シ當會社ニ之ヲ保存ス

第四章 役員

第二十一條 當會社ニ取締役五名、監査役二名ヲ置ク

第二十二條 取締役及監査役ハ當會社ノ株式百株以上ヲ有スル者ヨリ株主總會ニ於テ選任ス

取締役ハ在任中各自所有ノ株券百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

第二十三條 取締役ノ任期ハ其就任後第六回監査役ノ任期ハ其就任後第四回ノ定時株主總會終了ノ時迄トス

但シ株主總會ニ於テ選任ノ際之ニ異ナル任期ヲ定メタルトキハ此限ニアラス

第二十四條 取締役ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ臨時株主總會ヲ召集シ補缺選舉ヲ行フ但シ

法定ノ人員ヲ缺カス且業務ニ差支ナキトキハ之ヲ定時株主總會迄延期スルコトヲ得

補缺選舉ニヨリ選任セラレタル取締役又ハ監査役ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十五條 取締役ハ互選ヲ以テ社長一名、專務取締役一名ヲ選任スルコトヲ得

第二十六條 社長及專務取締役ハ會社ヲ代表シ定款及株主總會並ニ取締役會ノ決議ニ從ヒ會社ノ

業務ヲ執行ス

第二十七條 取締役ハ取締役會ヲ組織シ重要ノ事務ヲ議定ス

第二十八條 取締役會會長ハ社長之ニ任シ社長事故アルトキハ專務取締役之ニ代ルモノトス

第二十九條 取締役會ノ議事ハ取締役半數以上出席シ其過半數ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

取締役會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席員之ニ署名捺印ス

取締役會ノ決議ニ依リ當會社ニ相談役若干名ヲ置クコトヲ得

第三十條 取締役及監査役ノ受クヘキ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第三十一條 當會社ノ計算ハ一ケ年ヲ二期ニ分チ毎年十月一日ヨリ三月卅一日迄ヲ上半期トシ四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ下半期トス

第三十二條 毎半期ノ決算ハ其期間内ノ總收入金ヨリ諸經費、損失金及諸銷却金ヲ銷却シタル殘額ヲ純益金トシ之ニ前期繰越金ヲ加ヘタルモノヲ積立金、株主配當金、役員賞與金及後期繰越金トシテ處分スルモノトス

役員賞與金ハ純益金ノ十分ノ一以内トス

第三十三條 株主配當金ハ毎半期末日現在ノ株主ニ配當ス

株主ハ配當金ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ス又配當通知後滿五ケ年ヲ經過スルトキハ

配當金ヲ請求スルヲ得サルモノトス

附 則 (省略)

第三節 日本モスリン株式會社

此の會社は、大正十二年、元上毛モスの専務松尾久男氏が發起計畫し、我が日本毛織の援助により資本金百萬圓を以て、設立せしモスリン工場である。初め會社は我が日本毛織の

此の會社は、大正十二年、元上毛モスの専務松尾久男氏が發起計畫し、我が日本毛織の援助により資本金百萬圓を以て、設立せしモスリン工場である。初め會社は我が日本毛織の元東京工場跡の建物を借入れて工場を設置する筈にて、夫々準備を進めつゝある折柄、不幸にも同年九月、關東大震災に遭ひ、工場豫定の元東京工場は倒潰した上、折柄横濱に到着してゐた機械は焼失する等の大厄災に罹り、會社設立勿々數十萬の損失を蒙つた上に、事業の進捗に、一大頓挫を來すに至つた。

其の後會社は、東京府下の瀧野川に於て、古工場を買収し、之を修築して百八十臺のモスリン機を据付け、大正十四年春に至り、漸く事業を開始することとなつた。當時モスリン界は、著しく不況の時代に入りて、設立當初の期待に反する所が多く、獨立の經營は至難であつたので、事實は専ら我が日本毛織のモスリンを賃機して其の經營を維持して來た之がために、大正十五年六月、震災被害缺損其他にて、五十六萬餘圓の繰越損失金を出した資産状態も、昭和三年上半期末、には、四十萬五千圓までに減額することを得た。

然し、缺損額が殆ど資本金の半ばを食つて居るといふことは、會社の信用と、成績に關する所が尠なくないので、同年六月、資本金を五十萬圓に減額する決議をなし、多年に亙る不良資産を整理刷新することとなつた。此の整理によつて、四十萬五千圓の損失金を填

補し、九萬五千圓を機械の償却に充て、そして同年の七月物より、日本毛織の賃機も廢止して、モスリンの自營を斷行したが、恰も三年の秋より、四年にかけて、財界の大不況時に際會し、モスリン市價の大崩落は、折角建直さんとせる會社の出鼻を挫きて、大痛手を與へ、昭和五年の上半期末には、前期の缺損と、同期の缺損を合せて、約三十萬圓の損失金を計上するの餘儀なきに至つた。

そこで當社は、同年七月から自營を廢して、再び日本毛織會社の賃機經營に復したが、當時の會社資産状態は左の通りである。

貸借對表照 (昭和五年六月現在)

| 借方 (資産) | | 貸方 (負債) | |
|---------|---------|---------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 土 地 | 一三、二六五 | 株 金 | 五〇〇,〇〇〇 |
| 建 物 | 三〇三,〇九六 | 積 立 金 | 一,五〇〇 |
| 機 械 | 六〇八,五七七 | 借 入 金 | 四〇九,七〇〇 |
| 諸 設 備 | 二四、一〇七 | 仕 拂 手 形 | 四七、八〇六 |
| 什 器 具 | 二、八五五 | 假 受 金 | 二六 |
| 要 具 | 三、七六六 | 未 拂 金 | 八、四三六 |

未經過保險料
假 拂 金

一四六〇
七、七三三

掛

買

九、三三〇

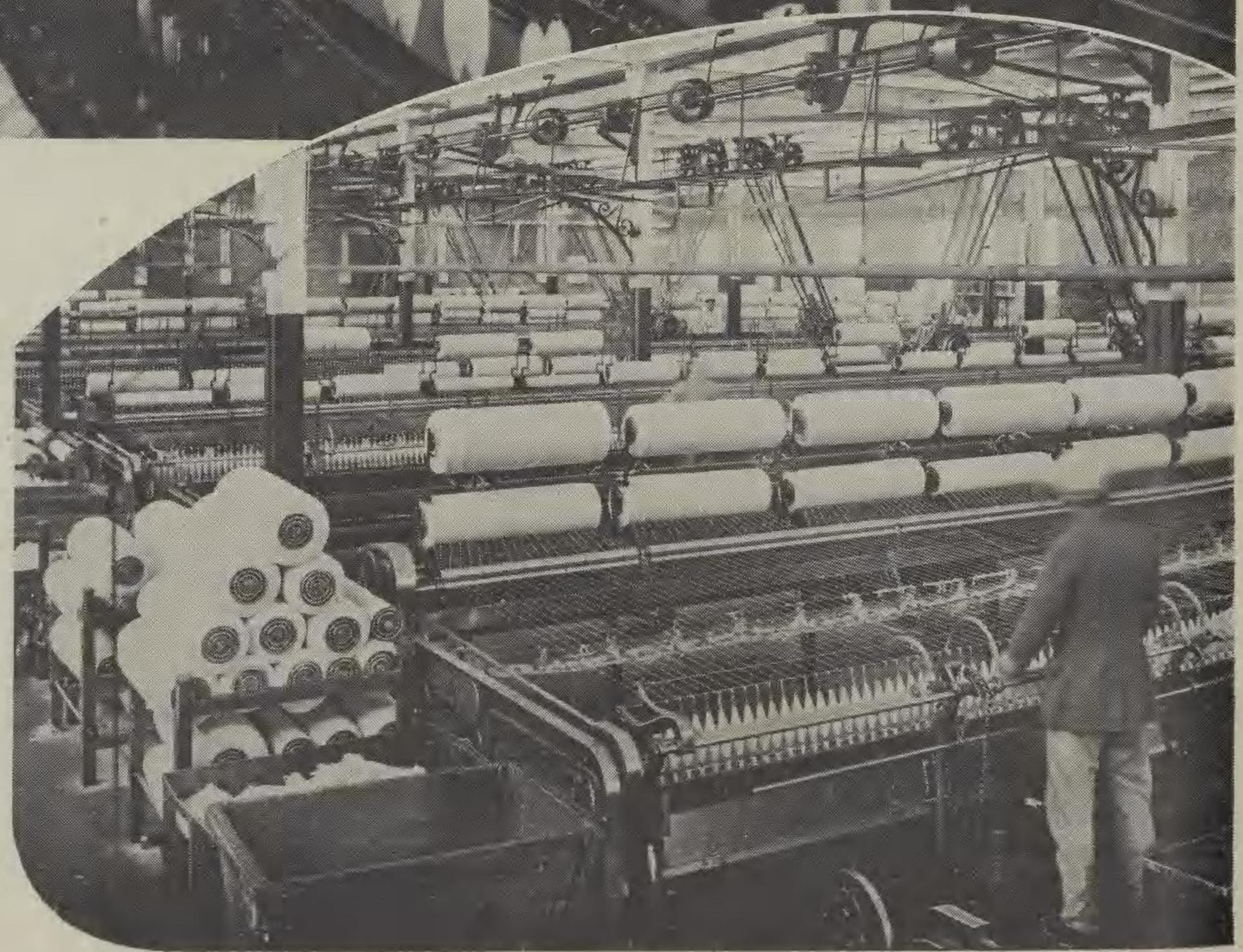
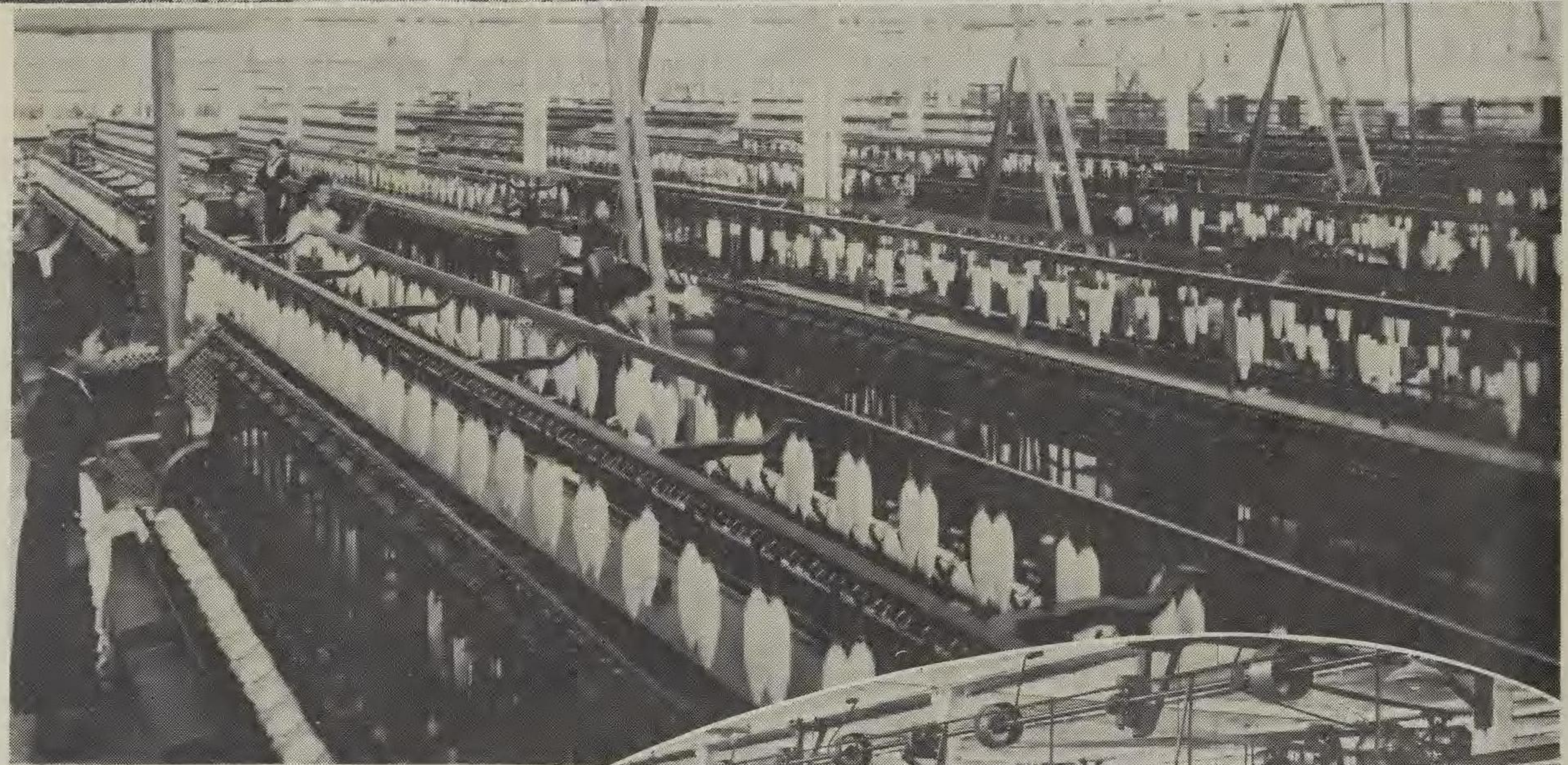
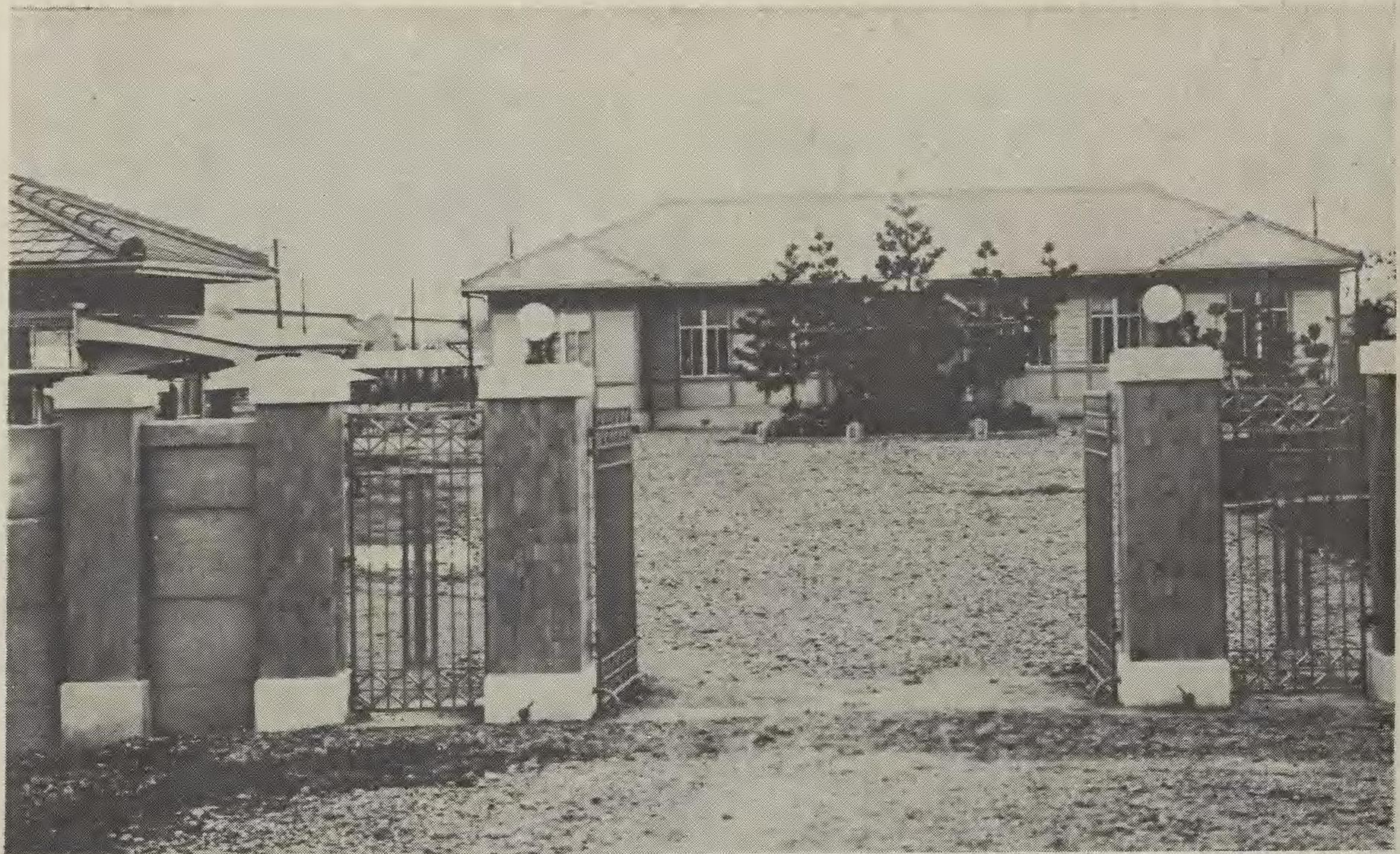
| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 諸設備 | 三、一〇二 | 仕掛手形 | 四七、八〇六 |
| 什器 | 二、八五五 | 假受金 | 二六 |
| 要具 | 三、七六六 | 未拂金 | 八、四三六 |

| | | | |
|--------|-----------|----|-----------|
| 未経過保険料 | 一、四六〇 | 掛買 | 九、三三〇 |
| 假拂金 | 七、一七三 | | |
| 原絲 | 三三二 | | |
| 仕掛品工料 | 五、六六〇 | | |
| 掛賣 | 九、二二三 | | |
| 前期損失金 | 二、五、五九六 | | |
| 当期損失金 | 三、八、五九九 | | |
| 合計 | 一、四、一、六〇三 | | 一、四、一、六〇三 |


一見此のバランスシートによると、慘憺たる資産内容を示し、前途容易に樂觀し難き状態にあれども、會社株式一萬株の中、我が日本毛織會社と、川西社長の特株約四千株を占め、而も借入金並に支拂手形の大部分は、日本毛織の債權に屬し、事實上會社は、日本毛織會社の分身工場なるを以て、日本毛織會社の大局より觀れば、斯程の缺損はさして問題とするに足らず、大なる背景の信用と、後援とにより、早晚會社復活の機あるべく、結局日本毛織會社に併合せらるゝこととなるであらう。

現在會社の役員は、津下紋太郎、片岡元彌、澤邊四郎、清水朔郎、森八郎助（以上取締役）、小布施民藏、小鹽幾松（以上監査役）の諸氏で、日本毛織側の代表役員は、初め敷根

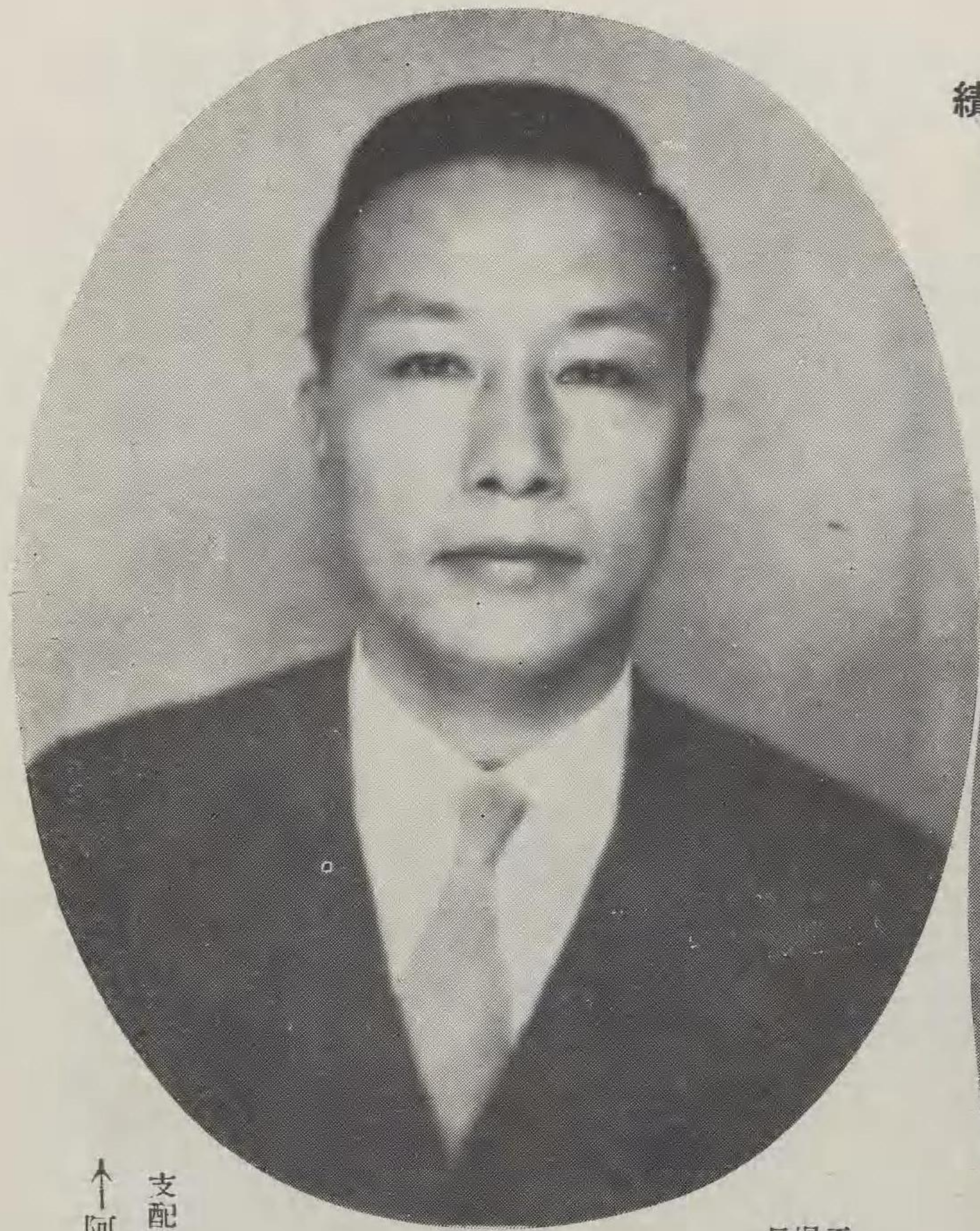
吉造、片岡元彌の兩氏であつたが、敷根氏死去後、専ら片岡氏が事実上の専務取締役として會社全般の經營に任じて居る。



昭和毛絲紡績株式會社
上から工場表門、撚絲
工場、整紡部



昭和毛絲紡績
株式會社



支配人
↑ 阿部 莊吉 氏



工場長
→ 高津 忠 氏

彌富工場全景
↓



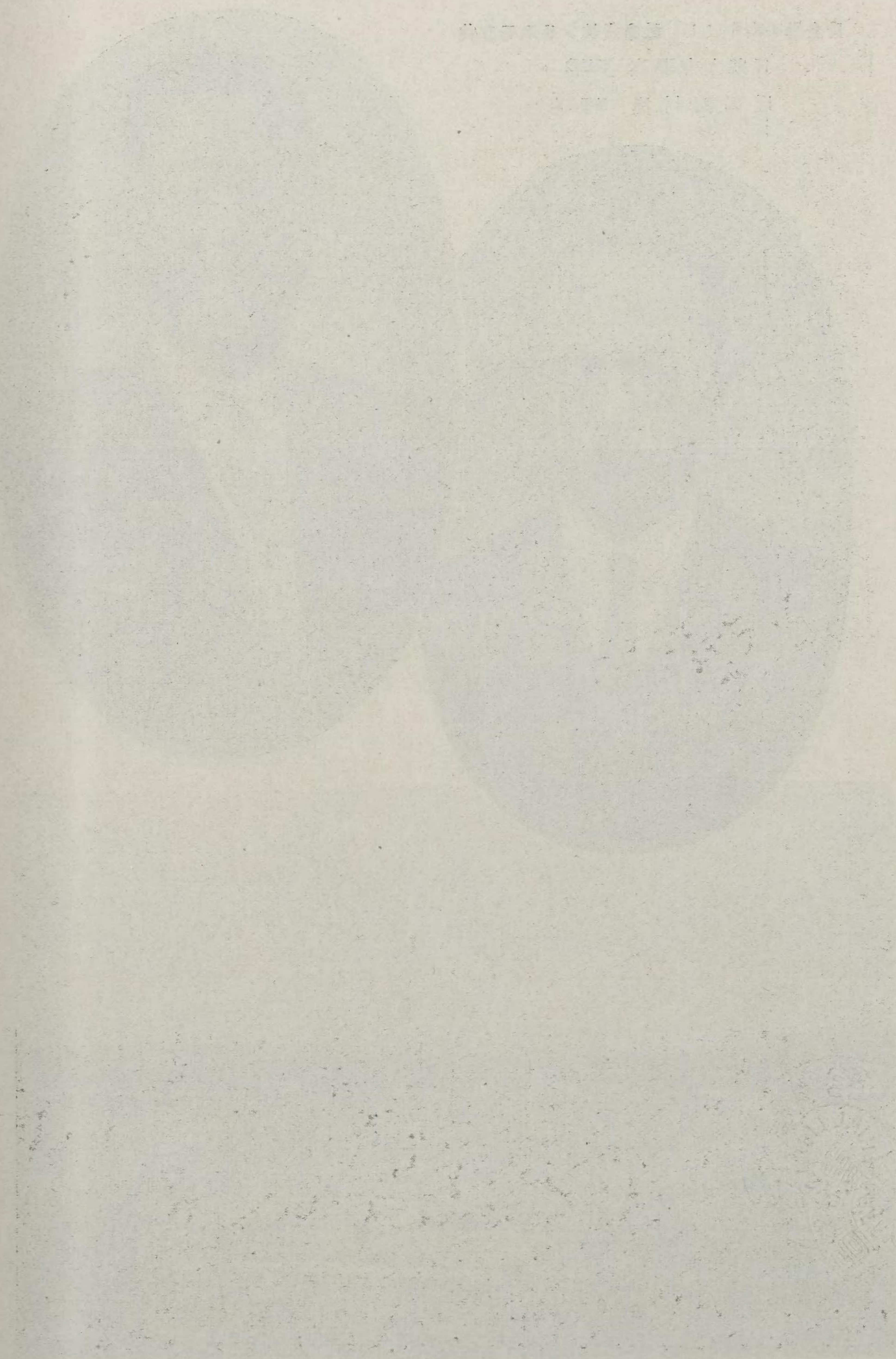


景全場工山中は下 社會式株ソリスモ立共

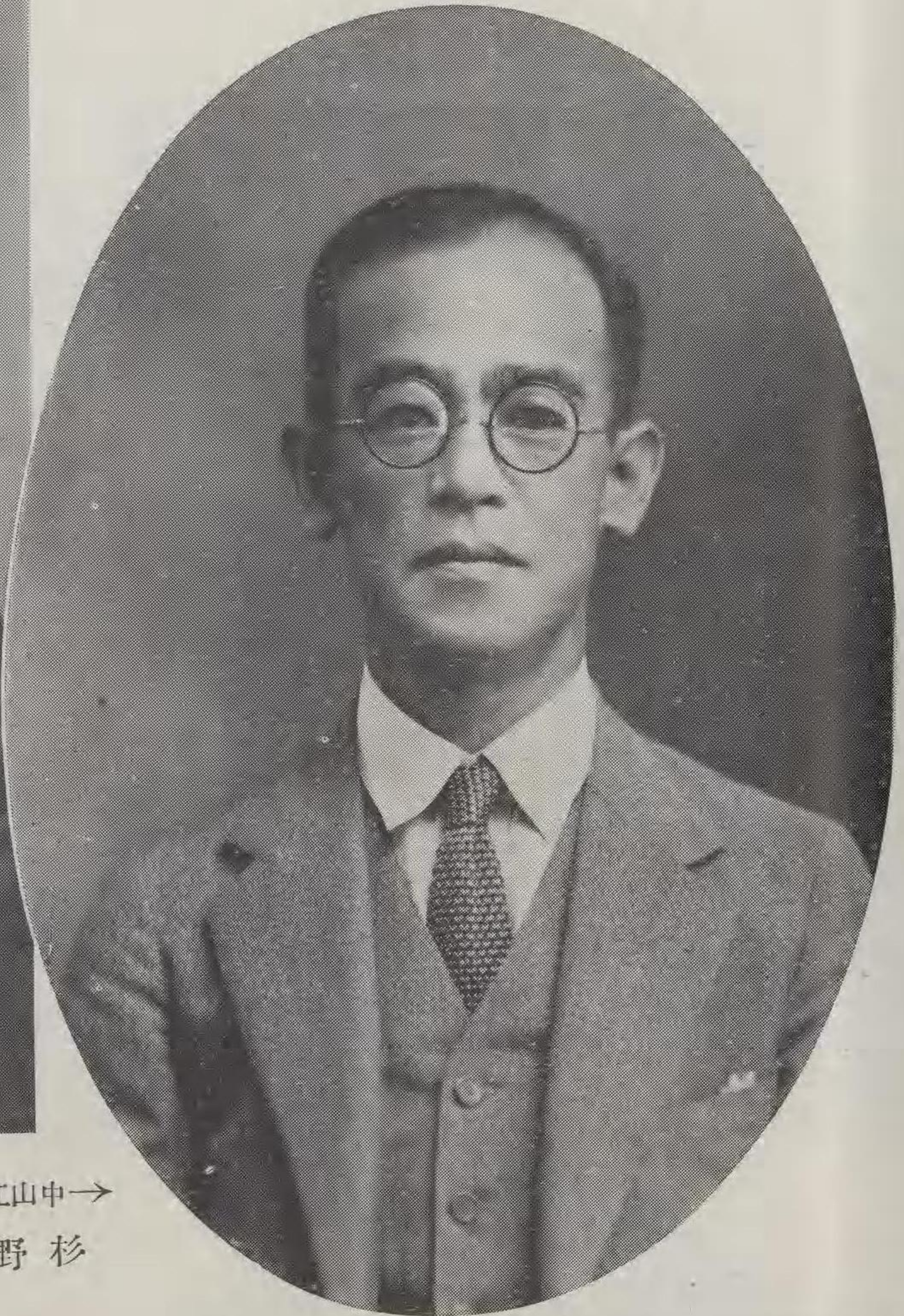
氏郎太吉野高 役締取 →

氏二石村奥 長場工山中
↓





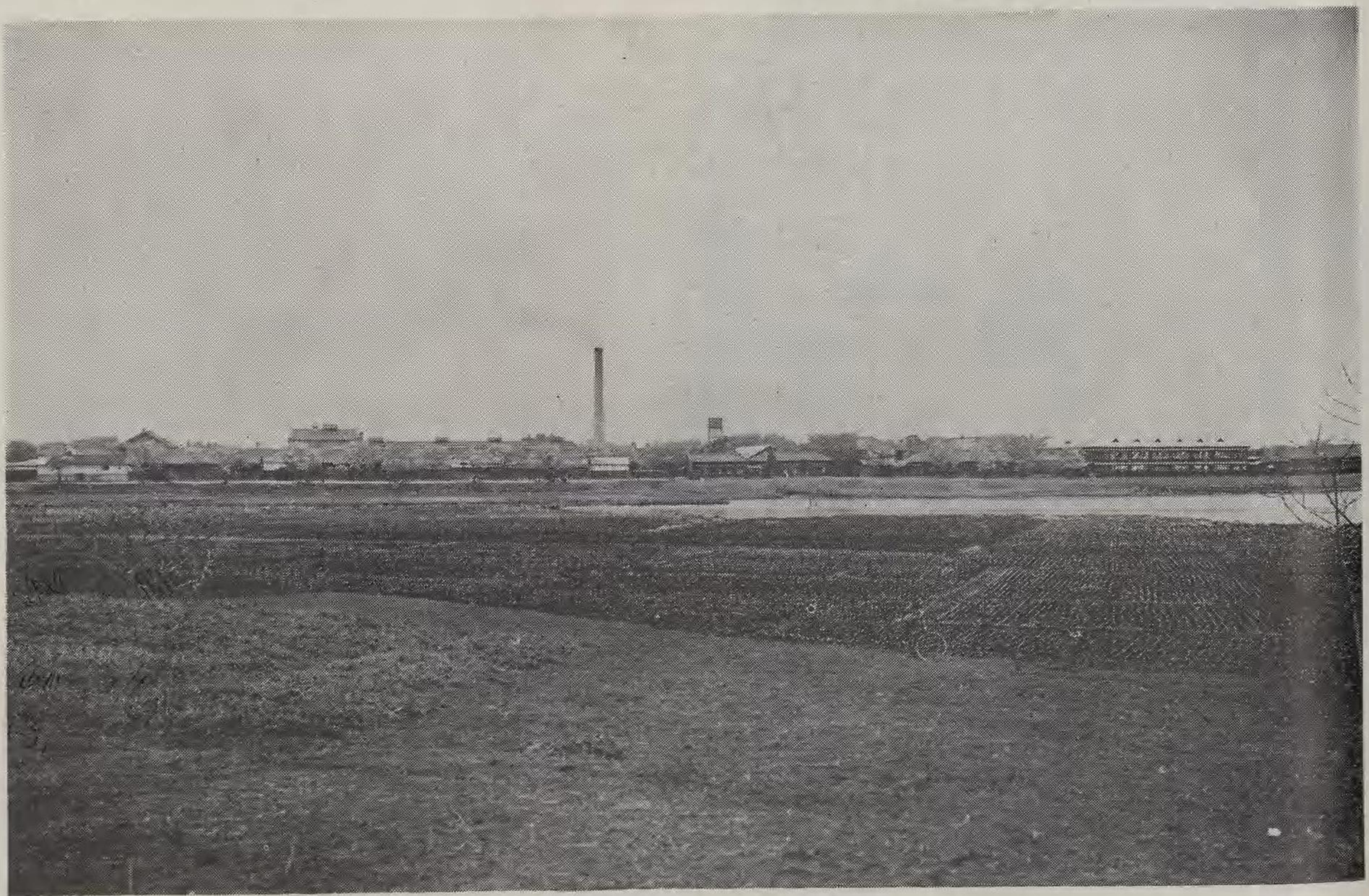
共立モリス株式会社

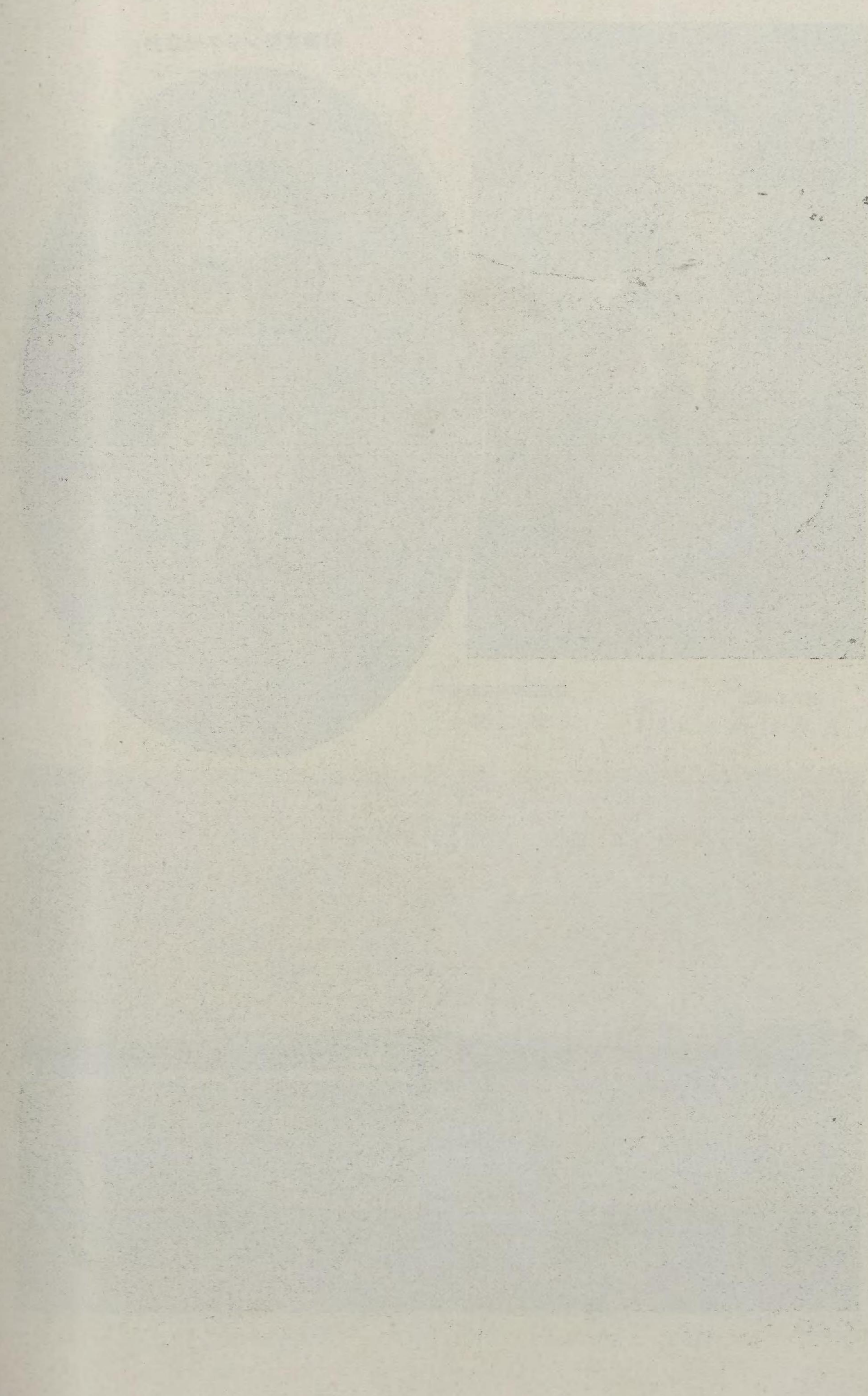


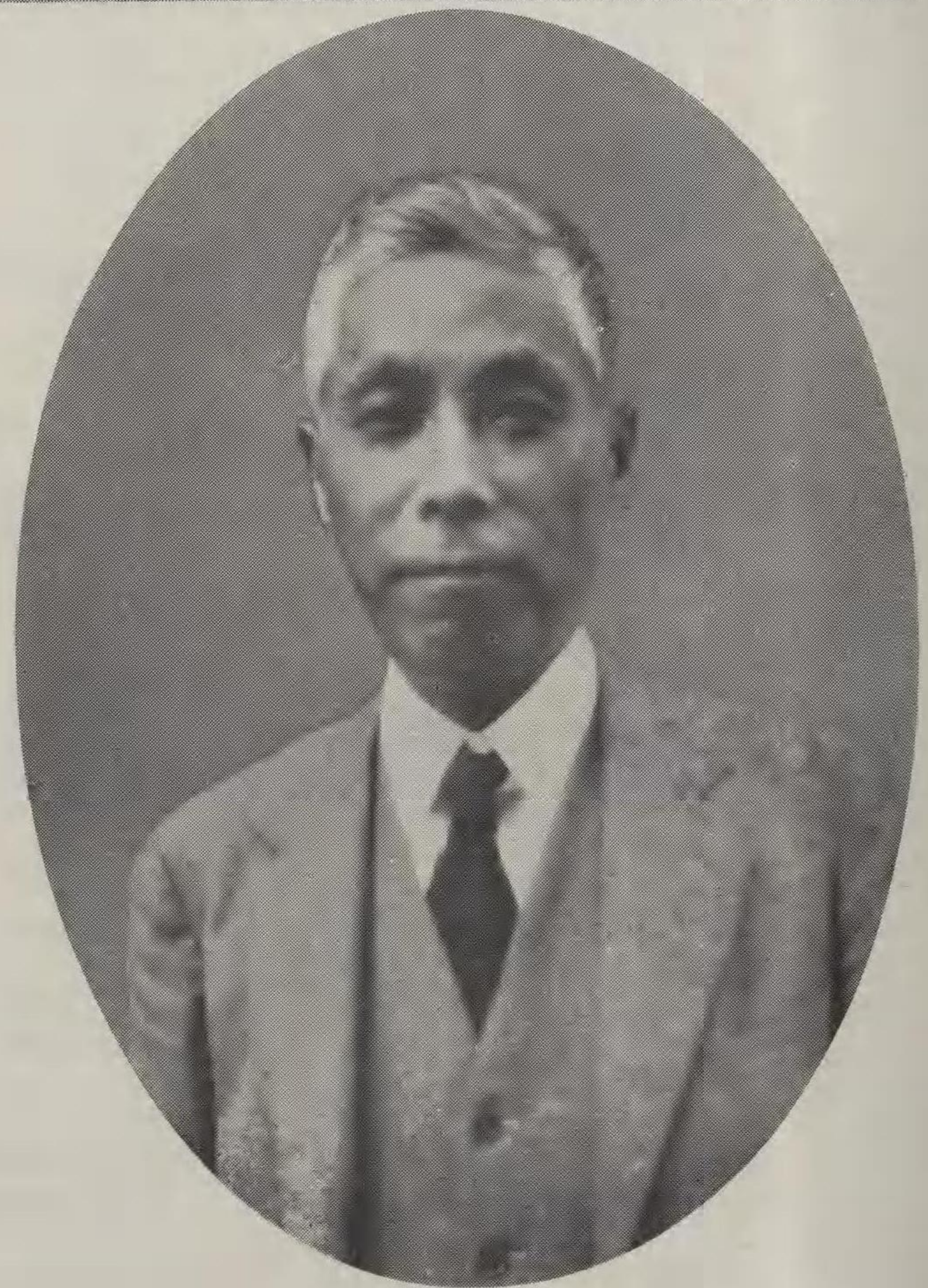
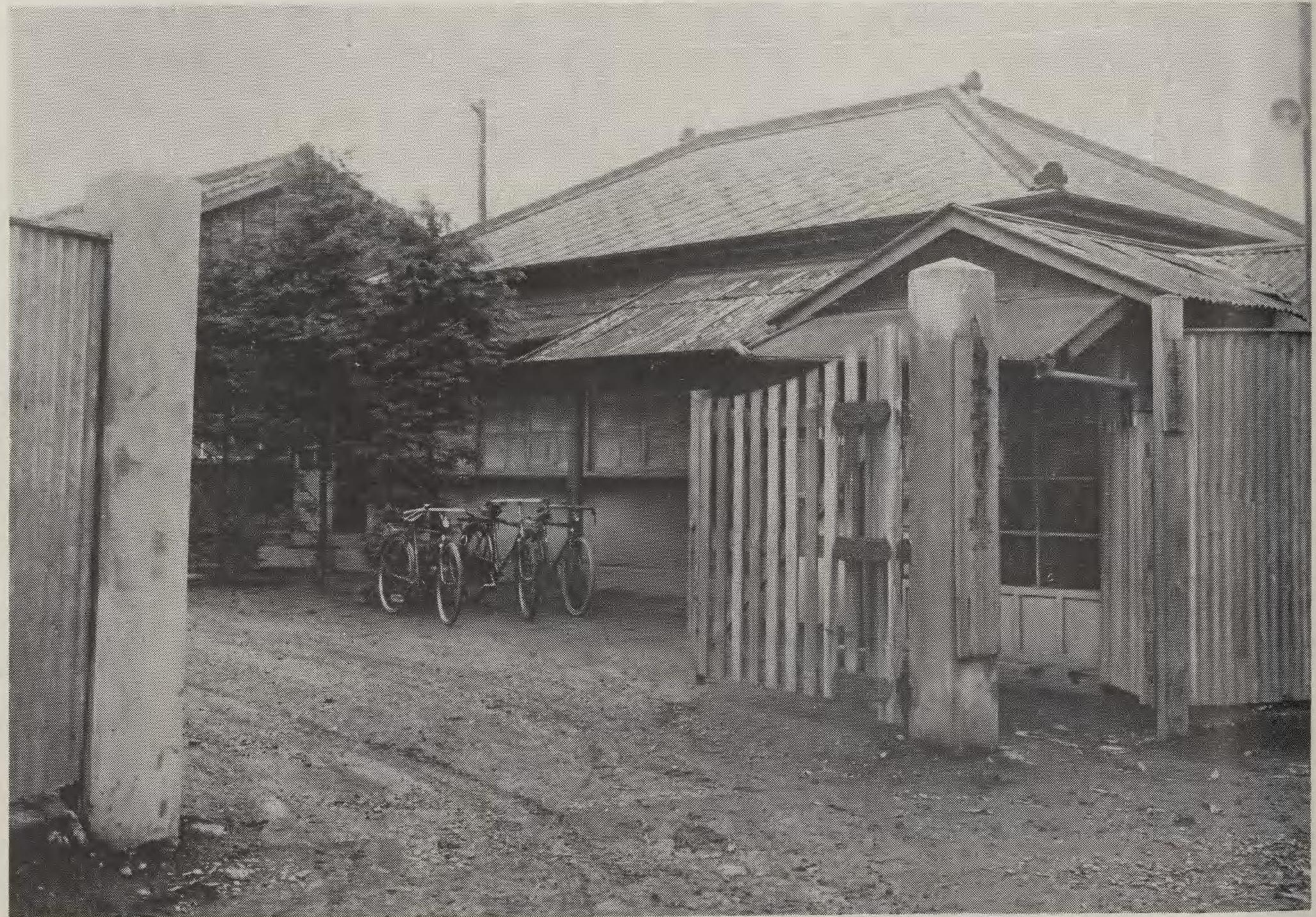
↑ 館林工場長
中村 壽 氏

↓ 館林工場

→ 中山工場事務課長
杉野 三 郎 氏

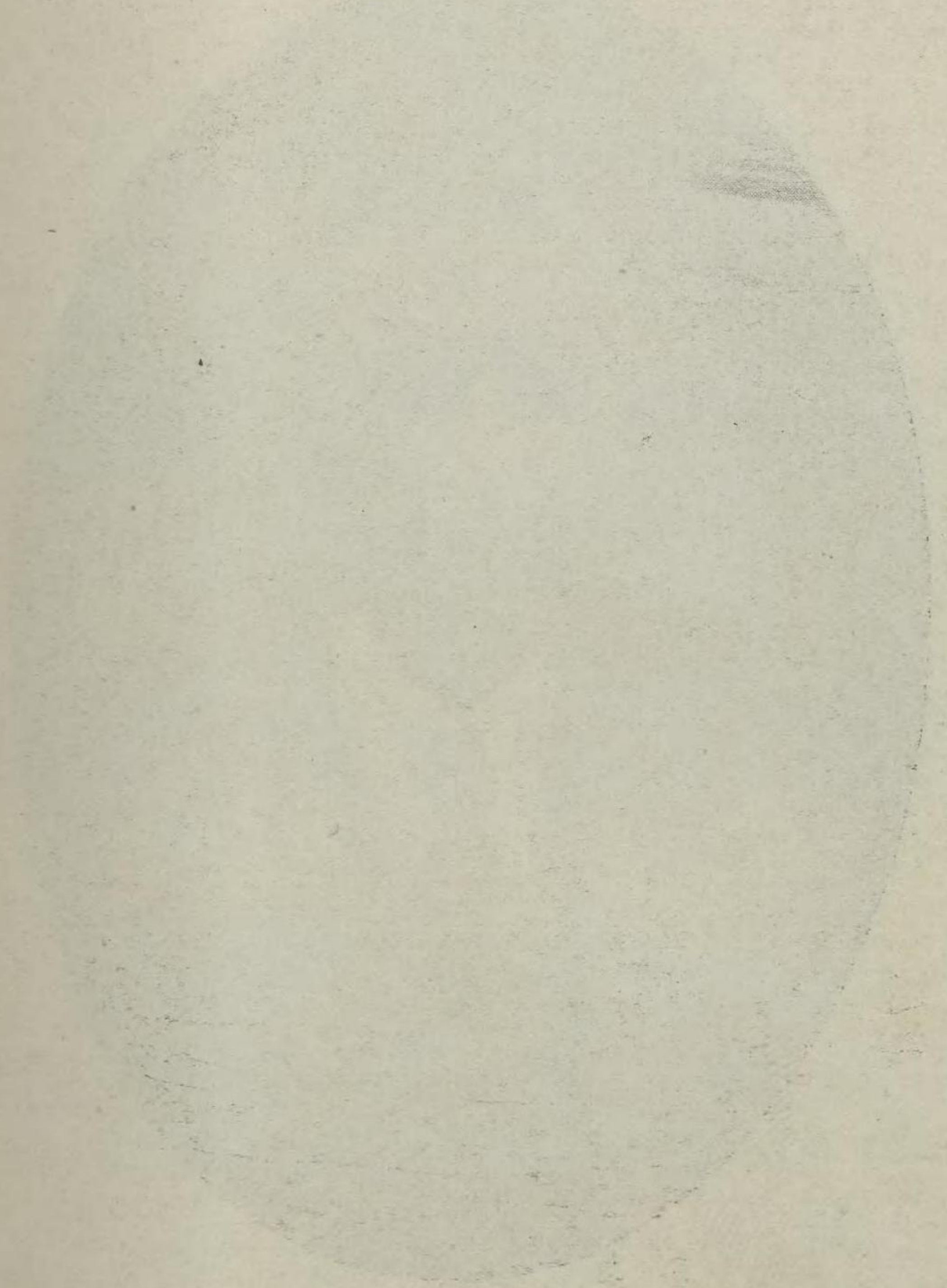
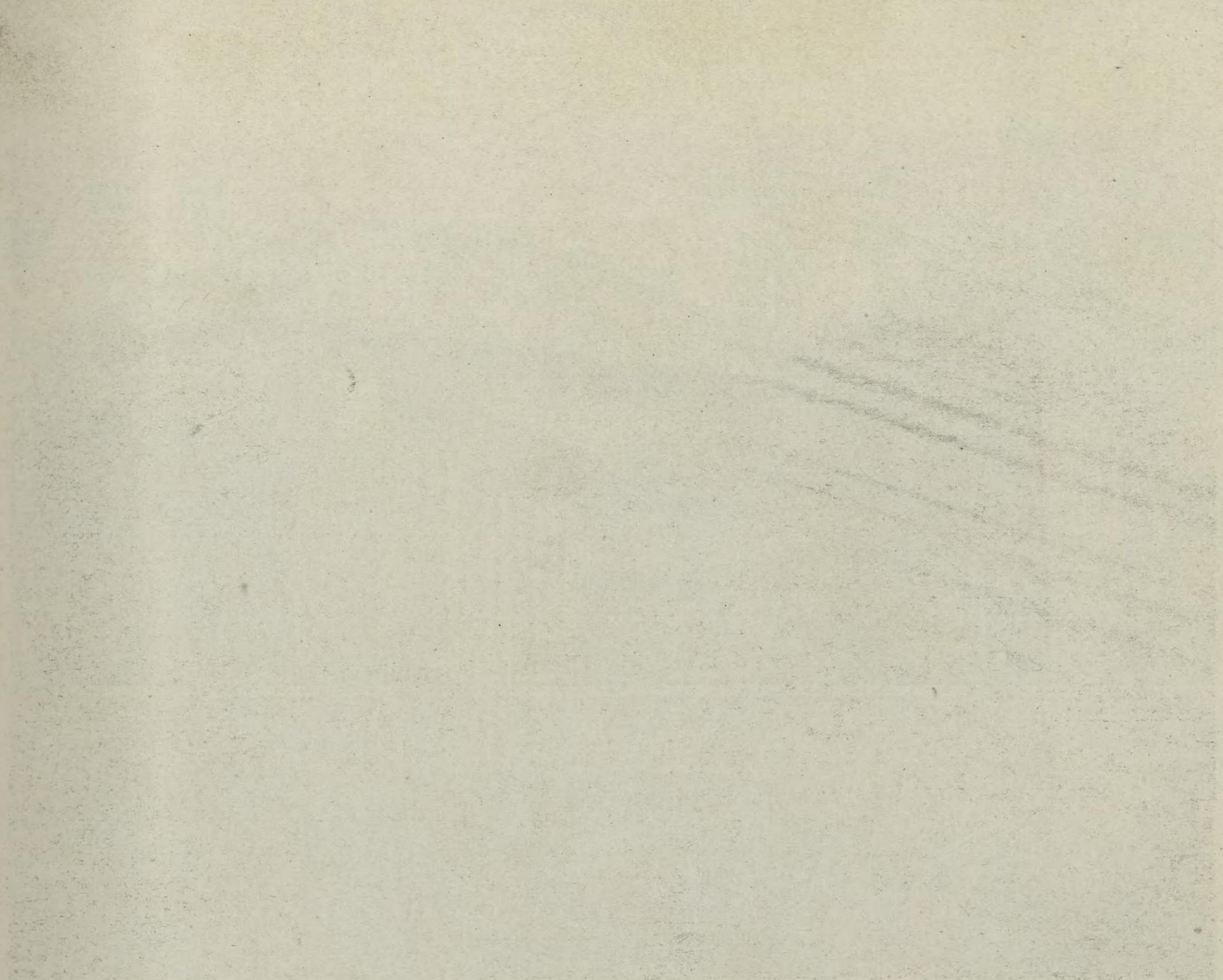






日本モリス株式会社

取締役 片岡元彌氏



LIBRARY
OF THE
MUSEUM OF
COMPARATIVE ZOOLOGY
AND ANATOMY
HARVARD UNIVERSITY
CAMBRIDGE, MASS.

NOV 14 1951

第三編

日本毛織株式會社外史

第一章 明治以前

第三編 日本文學史 第一章 明治以前

262

12
265
22
48
22

第一章 明治以前

第一節 古代の毛織物

我が羊毛工業の發達は、いふまでもなく明治維新後のことであるが、其の以前に於ても歴史的には多少の痕跡がある。即ち、史を按ずると、欽明天皇十五年、百濟王鬪毘一領を献ず、邦人之に倣うて毛牟志呂を織るといふ一節がある。鬪毘とは毛氈に類したものであつて、邦人が之に倣ふて、何の毛かは知らぬが獸毛で、毛織の敷物を作つたといふのである。今より一千四百年の古代に於て、毛織の敷物が造られたといふことは、恐らく本邦最初のものであつたらうと思ふ。

次に慶雲元年、越後の國から兔毛布を献じたといふ記録がある。(それから、之は毛織物とは、少しく縁が離れて居るけれども)推古天皇の朝と、嵯峨天皇の弘仁十一年との兩度に、百濟と、新羅から各數頭の羊を献じたといふ記録もある。しかし此の羊といふのは、山羊のことであるさうだ。上記の史實は、謂ふところの羊毛工業とは、多少其の意味を異にするけれども、兎に角本邦獸毛工業の、最初の記録として、こゝに掲記した次第である。

支那傳來の毛氈は、正倉院の御物が保存せられてゐる位であるから、これも相當古くから、渡來してゐたものに相違ない。然し、此の毛氈を本邦で製造しやうと試みたのは、それからづつと後世の文化二年、當時長崎の奉行であつた成瀬因幡守が、支那から數頭の綿羊を買ひ入れて、浦上で蕃殖を圖り二名の支那氈工を聘して、毛氈を造らしめたのが其の嚆矢である。此の事業は緬羊が斃死したので、間もなく廢絶したが、更に文化八年徳川幕府でも、奥詰醫澁江長白の建議を採用し、長崎奉行に命じて、支那から數十頭の綿羊を購入し、小石川の藥園で飼養せしめた。この企ては成功して、其の後、羊は三百餘頭に蕃殖し、年に二百頭宛毛を苜り、濱殿吹上の兩織殿で、羅紗や、吳呂を試織せしめた。其の機械の内に、和蘭輸入のものもあり、また製法に就ては和蘭人の口傳もあつたといふから、相當の毛織物が造られたと思はれる。明治以前に於て毛織物らしい、毛織物が出來たのは此の記録の外にはない。然るに、惜しいことには、其の後藥園が焼けて、飼養の緬羊が盡く焼死し、事業は全く挫折して了つた。

此の時代に西洋の毛織物が輸入されたのは、それより遡つて元龜天正の頃、葡萄牙や、西班牙船の渡來により、初めて本邦に *Rasha* なる毛織物が齎らされた。現今の羅紗なる文字は、即ち之から出たのである。尤も當時羅紗は、極めて貴重なる織物として専ら武具等に

用ひられ、和蘭船渡來時代に到つても、羅紗は贅澤なる織物として、特殊の用途に供せられたのに過ぎぬ。戰國時代の稗史に散見する猩々緋の陣羽織といふのは、此の緋羅紗のこ

西班牙船の渡來により、初めて本邦にRafagaなる毛織物が齎らされた。現今の羅紗なる文字は、即ち之から出たのである。尤も當時羅紗は、極めて貴重なる織物として専ら武具等に用ひられ、和蘭船渡來時代に到つても、羅紗は贅澤なる織物として、特殊の用途に供せられたのに過ぎぬ。戰國時代の稗史に散見する猩々緋の陣羽織といふのは、此の緋羅紗のことで、刀や、甲冑と共に家重代の寶物であつた。以て如何に當時羅紗が、貴重なる織物であつたかといふことが判る。また慶長年間には、此の羅紗を摸して兜羅綿とらめんなるものが製出せられた。それは兎の毛と綿とで織つたものであつたが、久しからずして廢絶に歸した。

第二節 幕末輸入の毛織物

舶來の毛織物が、一般に用ひられ出したのは、徳川の末期、和蘭船が東洋向の吳呂類や毛朱子の様な薄地毛織物を、輸入するやうになつてからである。此の時分和蘭船の齎らした織物は、金巾、更紗、天鷲絨、サントメ縞(唐棧)、羅紗、吳呂服綸といつたやうなもので、主に和蘭が、南洋や、印度貿易向に造つた織物である。此の内羅紗は黒と赤の二色、吳呂服綸は赤と紫の二色で、極めて單純なものであつたが、其の燃ゆるやうな化學的染色と、羊毛で織つた織物であるといふことが、當時の人々を狂喜せしめ、飛ぶやうに賣れたさうだ。随つて其の市價の如きも、絹よりも高價で、一着の羅紗の火車羽織に、身上を注ぎ込み、一筋の吳呂の女帯に、浮身を窶すといつたやうな風であつた。

次で、徳川幕府が鎖國を解き、先づ長崎港を各國互市のために、開放するやうになつてからは、英、佛、米、露の交易船が續々入港して、毛織物も、羅紗や、吳呂服綸の外に、羅世伊多、イタリアン・クロース、フランネル、ブランケット、モスリン、といふやうなものも輸入せられ、我が輸入毛織物界は、更に一段の展開を見るに至つた。當時、大阪に五軒の大洋反物問屋があつて、此等の洋反物は、全部長崎に行つて仕入れ、それを大阪に船送りして、更に其の店々で入札販賣をした。固より市價などといふものがあらう筈はなく、恐ろしい高い亂値で取引せられたものださうな。そして其の間屋といふのは、百又（芝川の先代）、布吉（山口玄洞氏の先代）、山城屋、加賀四、小半の五軒で、長崎から輸入される洋反物は、其の八、九分まで、此の五軒問屋の手を経て、仕入れられたものださうな。それだけ、此の五軒の間屋の勢力は、素晴らしいものであつたといはれて居る。

第二章 明治初期

第一節 官設製絨所の創設

明治の初め、我が國に製絨工場が起つたのは、同十二年九月開設せる現在の千住製絨所が其の濫觴である。これより先、政府は、時の内務卿大久保利通氏の建議に基きて、官設製絨所を設立するに決し、明治九年六月、勸業寮製絨事業取調係井上省三氏を獨逸に派遣して機械の購入、技師の傭聘等を担任せしめると共に、用地を選定して工場を新築することになつた。初め工場を關口水道町に選んだが、地質が不適だといふので南千住に変更した。斯くて翌十年の七月工場の建築に着手し、翌々十二年九月全部竣工、直に開業を見るに至つたが、政府がこれに要せし費額は、約三十萬圓だといふから、其の頃の財政状態としては、随分思ひ切つた奮發と謂はなければならぬ。

當時大久保卿が、太政官に建議した製絨事業開設の具申書を見ると、其の頃の斯界の状勢や、設立の意味がよく判る。即ち、其の要旨に曰く、

時勢ノ沿革ニ隨ヒ人民需用ノ物品古今株ヲ守ル能ハズ、即チ服用ノ如キモ稍趣ヲ異ニシ、コレ

ガタメ毛布類ノ輸入年ヲ逐ヒテ夥多ナルハ輸出入表ニ瞭然タリ。外人既ニ其勢ヲ察シ、昨八年二月中、米國人某類リニ毛織物製造所建設ノ儀ヲ請願セリ。然ルニ右事業ノ儀ハ其前精細意見ヲ具シ上申シ置キタルニ由リ、該業ノ儀ハ本邦ニ於テ既ニ開設ノ見込有之旨ヲ以テ斷然拒絕シ置キタレドモ、在再經過スレバ前言モ虚誕ニ陥リ、再度紛議ヲ醸シ可申モ難計、加之現今海陸二軍及警視廳所用ノ毛布代價、官費ニ係ルモノノミト雖モ一ケ年凡五十五萬七千餘圓ニシテ、其他官民一般ノ費ニ係ルモノ枚擧ス可ラズ。畢竟本邦未ダ其製法開ケザルヨリ從テ巨萬ノ金額ヲ海外ニ投ジ國土ノ元氣ヲ耗費スル頗ル不堪遺憾儀ニ付、本邦所産ヲ以テ國用ヲ可足目途ニテ、既ニ牧羊開業漸次蕃殖ノ方法施爲ノ運歩相立候ニ付、於是羅紗製造所ヲ建設致度。夫レ牧羊ト製絨トハ相俟テ互ニ功用ヲ全フスベキモノニテ、不可離ハ不俟辨儀ニ有之、牧羊既ニ開ケバ製絨隨テ興スベシ然レドモ元來是等ノ事業ヲ經營スルハ、人民ノ職ニシテ敢テ官行ヲ主旨ト致シ候儀ニハ無之候得共、我今日ノ人民何ゾ能ク巨萬ノ費額ヲ要シ、精且大ナルノ事業ヲ舉行スルヲ得ン。是斯ノ事業時勢ノ已ムヲ得ザル、官先ヅ之レヲ創立シ以テ衆ノ耳目ヲ開キ、提携誘導他日有志ノ營業ニ付スルモ亦其捷路ニ便ヲ執ル今日ノ急務ト存候。假令目今獸毛ヲ購入シテ一時之レヲ開設スルモ、業場愈々相開ケル時ハ牧畜モ亦隨テ盛ニ相成ルハ固ヨリ言ヲ俟タズ。數種ノ毛布國用自ラ辨ズルニ至ラバ輸入ノ夥多ヲ豫防スル亦期スベキナリ云々。

大久保卿の設立主旨は、國家經濟上の見地より、毛織物の國產自給を唱道せるものであつて、牧羊蕃殖の方は、既に當局に於て着手してゐるから、次で製絨事業を興さねばならぬ。然し、斯くの如き事業は、民業を獎勵して起さしむべきであるが、まだ人民の力が其

處に及ばぬから、先づ政府の手で起して、漸次民間の企業を誘導し、將來斯業が發達すれ

つて、牧羊蕃殖の方は、既に當局に於て着手してゐるから、次で製絨事業を興さねばならぬ。然し、斯くの如き事業は、民業を奨励して起さしむべきであるが、まだ人民の力が其

處に及ばぬから、先づ政府の手で起して、漸次民間の企業を誘導し、將來斯業が発達すれば、これを民業に移せば宜しいではないかといふのである。

此の計畫は、牧羊の方面に於て、下總の官設種畜場で、スパニツシユ・メリノと、支那緬羊の混血蕃殖を圖り、我が國特殊の羊種を創作して、蕃殖普及せしむる事を企て、一時二百頭位までに種羊を蕃殖せしめたが、結局失敗に了つた。然し、製絨業の方では、卿の豫期せる通りに、千住製絨所の創立を動機として、漸次民間の羊毛工業が発達し、終に今日の盛況を見るに至つた。地下の大久保卿以て冥すべし矣である。

千住製絨所開業の當初は、専ら民間に絨地を販賣する目的であつたので、開業の翌年東京銀座に特約販賣店を設け、羅紗、フランネルの販賣に従事せしめた。しかし何分當時は技術が極めて幼稚で、人尿で羊毛を洗ひ、獨逸人の尿と、邦人の尿とのアルカリ性を檢するといつたやうな時代であつたから、到底完全なる製品が出来得る筈はなく、殊に技師其の他の外人の俸給が高祿であつたので、生産費が恐ろしく高く、製品の不引合は勿論、販賣の成績も極めて不況であつた。

明治十二年の九月から、翌十三年の三月まで、同所で製造した絨地の、製造販賣高を示すと、左の通りである。

| 種 目 | 製 造 額 | 羊毛使用高 | 販 賣 高 | 同 價 額 |
|-----------|-------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|
| 絨(ラシヤ) | 二一、六六一 <small>碼</small> | 四七、三〇五 <small>封度</small> | 三、六九一 <small>碼</small> | 九、六四二 <small>圓</small> |
| 小絨(フランネル) | 七四五 | 六五四 | 一四〇 | 七三 |

此の成績から觀れば、製絨所設立の抱負は、すつかり裏切られたわけであるが、兎に角これが我が羊毛工業の生きたサンプルとして、民間企業を誘發したり、技術員を養成して民間工場に送るなど、我が羊毛工業を指導啓發した功績は、決して尠少ではなかつた。

第二節 民間羊毛工業の萌芽

民間羊毛工業の先驅は、後藤恕作氏の羊毛製絲社である。これは千住製絨所のやうな大規模のものでなく、牛毛や、支那羊毛を紡いで織る手機式のもので、其の創立は明治九年の頃であつたが、製品は殆ど試験的のものであつた。其の後同氏は、明治十四年に至り、東京市外大井に後藤毛織製造所を起した。これが民間毛織工場の最初のものである。此の工場は、小規模ながら洋風の機械製絨工場で、後年轉々して、終に我が日本毛織會社の東京工場となつた。それから、明治二十年に到り、大倉喜八郎氏や、川崎八右衛門氏等の發企計畫で、資本金三十萬圓の東京毛絲紡績會社が創設せられ、東京市外王子に、大規模の

製絨工場を建設した。此の會社は後に東京製絨會社と改稱し、同二十三年の七月より、事

企計畫で、資本金三十萬圓の東京毛絲紡績會社が創設せられ、東京市外王子に、大規模の

製絨工場を建設した。此の會社は後に東京製絨會社と改稱し、同二十三年の七月より、事業を開始したが、技術經營萬端、千住製絨所の指導により、技師も職工も千住から送つて來た。そして製品は、絨、フランネルが其の主なるもので、専ら官廳納入品を製造した。

此の會社開業の直前、野に在つては國會開設熱が熾であり、朝に立つては伊藤博文伯や井上馨子等が頻りに歐化主義の鼓吹に力めた、所謂鹿鳴館時代であつたので、官民の歐化熱は可なり高潮に達し、盛に洋装が流行した。これがため、絨地其他毛織物の需要が増進して、頻りに内地の羊毛企業熱を唆つたものである。當時東京には、日本毛布會社(資本金三十萬圓)や、栗原紡織工場が生れ、大阪には大阪毛布會社(資本金二十萬圓)大阪毛絲紡績會社(資本金十萬圓)が設立せられ、東京毛絲紡績會社もまた資本金五十萬圓に増加して、其の名も東京製絨會社と改稱するなど、民間の羊毛工業は、こゝに漸く芽生への時代に入つたのであつた。

かゝるうちに、世は明治二十七八年の日清戦役となつた。日清の役は、朝鮮に對して野望を遂げんとする清國の、横暴を膺懲せんがために起した師であるが、いはゞ鬱々たる帝國隆興の氣運が、勃然として外に現はれたもので、國民の進取的意氣、天に冲するの概があつた。此の戦役のために軍絨の需要が一時に起り、毛織物市況の大活躍を見るに至つたが、何さま當時の内地毛織物生産力は、尙極めて微々たるもので、市場は依然として外國

輸入品のためにリードせられ、需要の増加しただけ、それだけ輸入を増加するといふ結果となつたのは、是非もない次第である。

第三節 毛織物需給の徑路

明治時代に入つては、蘭船時代と異なり、五港の交易が開始せられて、毛織物の輸入が便利となり、外國商館の手を経て、盛に賣買せられるやうになつた。何さま當時の人々には、まだ見たこともない毛で織つた美しい織物だといふので、非常にもて囃され、今では垢擦り切れに名残を止むる吳呂服綸地が、婦人の帶地や、小供の晴れ衣に用ひられた。そして其の頃最も多く輸入せられた毛織物は、吳呂服綸を初め、羅紗、羅世伊多（ヘル）、ブランケット、イタリアン・クロース（毛朱子）フランネルの類で、遠にまだ羅紗、羅世伊多のやうな厚物は、専ら軍隊や官廳用に限られて居た。

吳呂服綸は、初め赤、紫の二色であつたが、後には各種の色物や、模様物が輸入せられた。明治五年頃佛蘭西から輸入せられた縮緬吳呂といふのは、今のモスリンの祖先ともいふべきもので、吳呂服綸よりも手觸りが柔いので、忽ち流行界の寵兒となつた。其の後此の縮緬吳呂の捺染模様入が輸入せられ、友禪縮緬の代用品として賞玩せられたものである。

之が後に唐縮緬又はメリンスと稱せられ、友禪モスリンの魁となつた。而も、かうした輸入毛織物の取引は、主として大阪の洋反物問屋と、外國商館との間に行はれ、また軍隊や

の縮緬吳呂の捺染模様入が輸入せられ、友禪縮緬の代用品として賞玩せられたものである。其の後此

之が後に唐縮緬又はメリンスと稱せられ、友禪モスリンの魁となつた。而も、かうした輸入毛織物の取引は、主として大阪の洋反物問屋と、外國商館との間に行はれ、また軍隊や官廳用の羅紗類の取引は、主に東京の間屋と、横濱の商館との間に行はれ、薄物は大阪、厚物は東京が中心であつた。

明治八、九年頃に至るや唐縮緬の流行に伴れて、我が國でも緋唐縮緬地に、白抜き模様を出すことが發明せられた。それから明治十一年頃、京都の木村藤吉といふ人が、初めて唐縮緬に友禪染加工を施すことを發明した。然し此の友禪染の缺點は、緋色を染出するところが出来なかつた。そこで此の緋色友禪加工に就て、京阪の染色工場で種々研究せられたが、結局、大阪の岡島千代造氏が發明成功した。これが、實は我がモスリン友禪加工の濫觴である。其の後此の友禪染法に、幾多の改良が加へられて愈々發達し、後年モスリン事業勃興の一大導火線となつたのである。

吳呂服綸や、友禪唐縮緬流行の他面に於ては、實用向の毛朱子類（イタリアン・クロースの類）が、縹子地代用品として盛に需要せられ、モスリン（唐縮緬）に次ぐべき重要輸入毛織物であつた。此の織物は内地綿絲紡績業が發達し、綿製毛朱子のために販路を蠶食せられ、内地市場より全く驅逐せらるゝに至つたが、明治の末年頃まで、尙輸入貿易品年表

に、其の痕跡を止めて居た。

フランネルが輸入され出したのは、モスリンよりも少しく後れて居るが、明治二十三四年頃から、此の着尺物が漸く流行し出して、あの厚つぽいフランネルの下着が、一部社會には通がられたものである。此のフランネル着尺物の流行は、聽て縞セル着尺物の流行となり、現今の着尺セル地流行の先驅となつた。着尺セル地輸入の初めは、外國商館の手を通じて、其の年々の新柄を獨逸に注文し、殊に二巾物の縞セルを輸入したものであつた。そして一方フランネルの流行は、綿フランネル工業發達の動機となつた。今や殆ど全國的に發達せる綿フランネル工業は、フランネルの輸入が導火線となつて、發達し來たつた模造織物工業に外ならぬ。

なほ、此の時代の輸入重要毛織物として、等閑に附し難いのは、赤ブランケット、赤毛布の流行である。元來、赤ブランケットが、東洋に輸入せられ出したのは、赤色を好む印度人の好尚に基くもので、我が國には明治の初め軍隊用として輸入したのが濫觴である。此の軍隊毛布が漸次一般に擴がり、防寒具と寢具とを兼ねる點が、當時の民衆に調法がられて、遂には全國の大流行となつたものである。初めは赤ゲットの外に、縞毛布、綠、紫色等のものもあつたが、一番褪色しない赤毛布が受けて、此の赤い外套を着た紳士が、得

意がつて居た時代もあつたさうである。然し、道がに大都會の赤毛布熱は、間もなく廢れて地方に移り、毎年冬期より春先にかけて、大都會や名所舊蹟は、此の赤い外套を着た見

れて、遂には全國の大流行となつたものである。初めは赤ゲットの外に、縞毛布、緑、紫色等のものもあつたが、一番褪色しない赤毛布が受けて、此の赤い外套を着た紳士が、得

意がつて居た時代もあつたさうである。然し、道がに大都會の赤毛布熱は、間もなく廢れて地方に移り、毎年冬期より春先にかけて、大都會や名所舊蹟は、此の赤い外套を着た見物人で賑ふのを例とし、遂には赤ゲットといへば、田舎ものゝ代名詞となる程、流行の徹底を見たのであつた。

斯くの如く赤毛布の流行は、吳呂服綸の流行と相並んで、毛織物需要界の珍現象であつたが、一面に於ては此の流行が、我が毛織企業界を刺戟し、日清戦争の前後に至つて、赤毛布機業の勃興となり、延いてそれが、我が厚物毛織工業の先驅となつたのである。

第四節 濠洲羊毛輸入の端緒

明治の初め、我が國に輸入せられた羊毛は、主として支那羊毛であつて、明治八年頃、我が政府が支那公使館の手を経て、少量の支那羊毛を輸入したのが、其の端緒である。千住製絨所が設置せられるやうになつてからは、支那羊毛は羅紗原料として適しないために初めて大倉喜八郎氏に命じて、濠洲より羊毛を輸入することとなつた。それから引續き千住製絨所の原料羊毛は、大倉組の手を経て濠洲より輸入して居たが、當時、大倉組の納入口錢は、買付け原價の二歩といふ定めであつた。これが後年永く原毛取引の慣例となつて

明治の末葉頃まで、濠洲羊毛輸入商の口銭となつて居た。然し、その頃の大倉組の輸入羊毛は、主して横濱の外國商館の手を経て買付けて居たもので、濠洲羊毛の直輸入の途を開いたものは、實に神戸の兼松房次郎氏であつた。

兼松氏が初めて濠洲に渡航したのは、明治廿四年の頃であつて、同氏の濠洲貿易の主たる目的は、我が雜貨を輸出して、濠洲の羊毛を輸入するにあつた。而も、當時、我が一ケ年の濠洲羊毛輸入額は、トップを合せて僅に八十萬封度内外のものであるといふからお話にならぬ。氏は渡濠に際して、大阪毛絲紡績會社の註文原毛三萬封度を握つて居たのであつたが、殆ど英國商館が獨占して居た濠洲羊毛の輸入を、我が手に收むるまでの苦心は一通りではなかつたさうである。

第三章 日清戦後

第一節 製絨事業の發展

一口にいへば、日清戦時以後の我が羊毛紡織界は、漸く明治初期の搖籃時代を過ぎて、第一次の發展時代に入つた時である。即ち、戦勝の人氣と、清國より得たる巨額の償金とにより、戦後の經濟界は、忽ち空前の好況時代を現出して、各種の新事業は隨處に勃興し我が羊毛紡織界もまたこれに伴れて、増設、新設の會社所々に起り、國産の毛織物は、市場の一角に現はれて、漸く輸入毛織物に對抗せんとする時代に入つたのである。

明治廿八年の戦時議會は、安政條約の遺物として、多年我が羊毛紡織界を悩ましめた羊毛輸入税の撤廢を可決した。此の悪税撤廢は、折柄の戦後財界の好況と相俟つて、我が羊毛紡織界に一道の生氣を與へて、我が毛織企業熱を誘發したが、今其の主なるものを擧げると、同年四月、東京製絨會社は、一躍資本金を百萬圓に増加して、新に毛布、フランネルの新事業を開始し、また久しく經營難に陥つてゐた、大阪毛絲紡績會社は、芝川榮助氏等の企によりて、資本金五十萬圓の日本フランネル會社に建て直され、更に同廿九年の春

には、各資本金百萬圓の大阪毛斯綸紡織會社と、東京モスリン紡織會社が、相前後して設立せられた。それから同年の十一月には、我が日本毛織會社が、五十萬圓の資本金を以て神戸に起り、其の他、東京には松井モスリン工場、館林には毛織布會社（上毛モスリン會社の前身）などが設立せられて、民間毛織工業の一大展開を見るに至つた。

明治三十二年一月、國定稅率實施の結果、從來從價五分の關稅を課せられて居た、輸入毛織物は、從價二割五分の標準に引上げられ、國產毛織物は、茲に初めて、輸入毛織物に對抗し得るに至つたが、他面にはまた、此の増稅を見越して、多額の思惑輸入が行はれたため、翌三十三年に入りて、これ等のストック市場を壓迫して、毛織物市價の一齊崩落を演じ、翌々三十四年の財界恐慌に際しては、洋反物問屋の破綻するもの頻出し、日本毛布大阪毛布の兩會社を初め、名古屋、大阪地方の小毛織工場は、一時に將棋倒しの慘狀を呈するに至つた。然し、此の恐慌は、基礎薄弱なる毛織工場を一掃して、却て其の後の斯界を健實なる步調に導くことを得て、漸次形勢を轉回せしめたのである。

此の時代に於ける國產毛織製品は、羅紗、ヘル、フランネル、毛布、モスリン、セルヂス、毛絲の各種類に互り、内地に需要せらるゝ主なる毛織物は、一通り製造し得るに至つたが、何さま多くの毛織會社は、まだ創業の時代に屬し、當時一流の毛織會社と稱せられ

た東京製絨會社の如きすら、一ヶ年の生産販賣高は、僅に四五十萬圓に過ぎず、技術、經營共に、まだ幼稚であつて、市場は依然として輸入品の壟斷する處となり國產製品は、漸

三八一入
産

三、九七
二、五三

一、五五
二、四八

五、八〇

一、七五

三、〇〇

日清戦前の羅紗セルヂス輸入高は、一ヶ年七八十萬碼に過ぎなかつたが、戦後は二倍三倍に激増し、内地需要の大増進を見るに至つたにも拘らず、國産製品の増進率はこれに伴はず、依然として輸入品の壓迫に虐げられつゝあつたのは、如何に斯業が經營困難であつたかを物語るものである。

第二節 モスリン事業の勃興

明治の初め、盛に流行せし吳呂服綸は、内地に於ける唐縮緬の友禪加工が發達すると共に、漸次唐縮緬に壓倒せられて、此の時代に入つて、殆ど其の跡を絶つに至つた。之に反して唐縮緬は、其の名稱もモスリンと改まりて、鮮麗なるモスリン友禪の流行となり、戦前一ヶ年の輸入額百七八十萬圓より、二百七八十萬圓を上下せしものが、戦後の明治二十九年には、一躍六百五十萬圓に激増し、殆ど我が輸入毛織物總額の、半ばを占むるの盛況に達した。然るに、此の當時我が國には、モスリン製造の工場として、僅に東京、名古屋に三四ヶ所の手機式モスリン工場があつた位のもので、其の供給の殆ど全部は、之を輸入に仰いで居たのである。これには固より、關稅の障壁や、技術難の關係もあつたが、此の

事業を起すには比較的大資本を要することが、最も大なる企業的障壁であつたといはれて居る。

に三四ヶ所の手機式モスリン工場があつた位のもので、其の供給の殆ど全部は、之を輸入に仰いで居たのである。これには固より、關稅の障壁や、技術難の關係もあつたが、此の

事業を起すには比較的大資本を要することが、最も大なる企業的障礙であつたといはれて居る。

然るに、戦後財界の大好況と、廿九年の關稅撤廢は、モスリン需要の激増と相俟つて、著しく事業界の企業心を唆り、東西の資本家をして、殆ど同時に此の事業を計畫せしむるに至つた。即ち、大阪に於ては、明治廿九年一月、山岡順太郎、瀧村竹男氏等一派の發起計畫により、資本金百萬圓の大阪毛斯綸紡織會社を設立し、また東京に於ては、杉村甚兵衛氏や、三井一派の提携によつて、等しく百萬圓の株式組織を以て、東京モスリン紡織會社が産聲を擧げ、斯界に大なるショックを與へたのであつた。そして、之と相前後して東京の松井モスリン工場は、資本金を増大して、從來の手機式モスリン製織組織より、機械紡織組織に改め、是亦重要なるモスリン工場となつた。

何さま此の事業は、製絨事業と異なり、工程が簡易であるのみならず、吳呂縮緬の昔より、需要は一般に擴がり、殊に内地染色加工の進歩に伴ひ、モスリン友禪の最盛時に向はんとする折柄であつたので、其の製品は早くも市場に受け入れられ、當時の輸入生地モスリンと競争し得る程度に達した。當時手機工場であつた栗原工場や、館林の毛織布工場も此の好況に刺戟せられて、機械紡織工場に改めた。是等各工場のモスリン生産高は、それ

より數年後の明治三十六年には、其の數量に於て優に輸入品と對抗し得るに至り、日露戰時中の同三十八年に入りては、遂に國產モスリンは、輸入品を凌駕して、尙幾分の輸出を見るに至つたのである。

モスリン事業創設の明治三十二年以後に於ける、モスリン生産との輸入高を對照すると一層よく此の間の狀勢が窺はれる。

| 明治 | 内地モスリン生産高 千碼 | 外國モスリン輸入高 千碼 | 内地モスリン輸出高 千碼 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 三二 | 六,三九二 | 二〇,四〇六 | 〇 |
| 三三 | 五,二〇八 | 二六,九九八 | 〇 |
| 三四 | 九,二九一 | 三三,五三三 | 〇 |
| 三五 | 一〇,二四三 | 三三,八三〇 | 〇 |
| 三六 | 一三,〇五一 | 一四,八九〇 | 〇 |
| 三七 | 七,五八四 | 七,〇一一 | 〇 |
| 三八 | 一六,七九六 | 一三,七三六 | 七 |

然し、當時のモスリン工場は、専ら輸入トップを原料として、紡絲、製織するだけであつて、これを工程の複雑なる製絨事業に比すると、其の難易の差は格段の相違であつた。其の後、モスリン事業がトップの自給により、眞に獨立の國產事業となつたのは、明治の

末年、我が日本毛織會社のトップ事業創設以後の事に屬する。

其の後、モスリン事業がトップの自給により、眞に獨立の國產事業となつたのは、明治の

末年、我が日本毛織會社のトップ事業創設以後の事に屬する。

第三節 毛織小機業發展の動機

此の時代、我が國民の生活程度は、戦後經濟界の好況を受けて、著しく向上したとはいへ、これを現今の生活程度から見ると、尙甚だしく低級であつて、絨地の如き毛織物は、一般に贅澤品視せられ、軍隊及び諸官廳の納品を除けば、其の需要は極めて輕微のものであつた。之に反して縮緬代用の友禪モスリン、外套代用の赤毛布の需要は、愈々増加して民衆的毛織物の焦點は、殆ど此の二品に集中したかの觀があつた。これがために、モスリン手機工場の外に、赤毛布の手機工場が各地に設立せられた。當時名古屋地方の赤毛布は一枚三ポンド以下の粗製品が多く、一枚一圓五十錢といふやうな、驚くべき廉價のものが製出せられ、村婦田郎の間に歓迎せられたものである。

戦前、獨逸、瑞典等より輸入しつゝあつた着尺セル地は、此の時代に入りて愈々流行を極め、名古屋地方の機業家の間に、漸次織出さるゝやうになり、尾西地方今日の、セル機發展の動機となつた。

第四章 日露戦後

第一節 製絨事業の勃興

明治三十七八年の日露戦役は、我が國曠古の大戦、海陸の出兵百萬に達し、これが軍需品は莫大なる額に上つた。當時、内地の製絨工場は、一意奉公のために、軍絨の製造供給に没頭したけれども、何さま其の生産能力が尠かつたので、軍絨補給の大部分は、之を輸入品に俟つの外はなかつたのである。然し、軍絨の大需要は、市場向絨地の需要を促進して、著しく市況を活躍せしめ、而も、戦時軍絨の自給難は、當時の人心を刺戟して、國産製絨の奨励となり、戦後財界の好況に際して、製絨企業熱を起すの動機となつたのである。我が國が征露の戦に勝ち、世界五大強國の班に列するや、文物制度は劃期的の向上發展を告げたが、中にも軍備の大擴張と、洋装の一般的普及とは、著しく毛織物の需要を促すと共に、戦後の毛織企業熱を煽つたのである。戦前内地の民間製絨工場は、東京製絨、後藤毛織及び我が日本毛織の三會社であつて、其の資本合計は僅に百八十萬圓に過ぎなかつた。然るに、戦後の明治三十九年より、同四十年に互りて、三社の製絨設備は數倍に擴張

せられ、資本金もまた數倍に激増した。加ふるに、明治三十九年一月には、日比谷平左衛門、諸井恒平氏等の發起計畫により、東京毛織物會社(資本金)が新設せられ、斯界はこゝ

藤毛織及び我が日本毛織の三會社であつて、其の資本合計は僅に百八十萬圓に過ぎなかつた。然るに、戦後の明治三十九年より、同四十年に亙りて、三社の製絨設備は數倍に擴張

せられ、資本金もまた數倍に激増した。加ふるに、明治三十九年一月には、日比谷平左衛門、諸井恒平氏等の發起計畫により、東京毛織物會社(資本金百萬圓)が新設せられ、斯界はこゝに一段の活況を呈するに至つた。

當時、新設増設の主要製絨會社を、列擧すると左の如くである。

| 會社名稱 | 増新設 | | 戦前資本 |
|---------|------|---|-----------|
| | 年 | 月 | |
| 東京製絨會社 | 元、二 | | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 後藤毛織會社 | 四〇、五 | | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 東京毛織物會社 | 元、一 | | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 日本毛織會社 | 四〇、一 | | 一、五〇〇、〇〇〇 |

是等新事業の中には、やゝ調子に乗つて濫興の傾向がないでもない。蓋し、戦時中は、多額の軍絨需要により、随分品質の如何はしい絨類まで、高値で賣れたので、此の勢に驅られて起つた新事業の中には、自然其の目論見の堅實ならぬものがあつたのである。そして一方には、明治四十四年の關稅引上げを見越して、多額の思惑輸入が行はれたので、忽ち市場は反動來となり、處分投げ物が頻出して、毛織物市價の大崩落となつた。この恐慌により、問屋や羅紗商の破綻者が生じ、製絨會社もまた、債務と經營難のために、三百萬圓の資本金を、百二十萬圓に切捨て、整理したものもあり、また百萬圓の資本金を、五十

萬圓に減資して、當面の苦境を切抜けたものもあつた。當時、我が日本毛織會社は、絨地販賣の主力を官廳納入に傾注して居たために、財界反動來の影響を蒙ること少なく、幸ひに此の恐慌の圏外に脱することを得たのであつた。

第二節 モスリン事業の發展

戰時中軍絨の好況なりしに引かへ、モスリンは需要が減退して、市價が崩落したため、各會社は協定して、四割の操短を實行した。然るに、明治三十八年九月のポーツマス條約によりて、日露の媾和が成立し、戦後の著しき經濟的膨脹は、一般生活の向上を促し、モスリン被服調度の、應用範圍が擴張せられて、頓に需要を増加するに至つた。殊に翌三十九年十月の關稅改正は、モスリンの輸入を減退せしめ、國產モスリンの立場を、大に有利に導いたのであつた。

戦後事業熱の勃興に際して、モスリン事業は、最も斯界の注目する所となつた。當時、新設、増設の會社工場は、頗る多數に上つたが、中にも、其の大なるものは、明治四十年一月、若尾幾造、前川太兵衛氏等が、中心となつて起したる東洋モスリン會社(資本金百萬元)同年四月、松井モスリン工場の組織を改めて設立したる日本モスリン紡織會社(資本金百萬元)同年

五月、二百萬圓に増資した東京モスリン紡織會社、同年六月、百五十萬圓に増資したモス
綸紡織會社(元大阪毛斯綸紡織)、同年同月、五萬圓の資本金より、一躍百萬圓に増資した

年四月、松井モスリン工場の組織を改めて設立したる日本モスリン紡織會社（資本百萬元）同年

五月、二百萬圓に増資した東京モスリン紡織會社、同年六月、百五十萬圓に増資した毛斯
綸紡織會社（元大阪毛斯綸紡織）、同年同月、五萬圓の資本金より、一躍百萬圓に増資した
上毛モスリン會社等であつて、我が日本毛織會社も亦、翌四十二年十二月、工場を増設し
て、新にモスリンを紡織することとなつた。尙此の外に、東京及び名古屋地方に、モスリ
ン手機工場勃興し、茲許モスリン事業の全盛時代を現出したのであつた。

尤も此の間、明治四十四年には、關稅の改正が行はれ、毛織物關稅の引上げを見るに至
つたので、國產モスリンの立場を、一層有利ならしめた觀がある。此の關稅改正以來、輸
入モスリンは、殆ど國外に驅逐せられ、市場は全く國產モスリンの獨壇場となつた。今、
當時の生産輸入を對照すると、明治三十八年に千二百萬碼を輸入した舶來モスリンは、大
正二年には、僅に十七萬碼に激減した。かくして、明治初年以來、殆ど四十餘年間、さし
も隆盛を極めて居た輸入モスリンも、こゝに終焉の幕を閉じたのである。之に反して國產
モスリンは、同年間に千六百萬碼から、六千九百萬碼に増加して居る。左表を見れば、此
の時代に於ける、兩者興廢の歴然たる姿が認められる。

| 年次 | 内地モスリン 生産高 千碼 | 同 輸出高 千碼 | 外國モスリン 輸入高 千碼 |
|------|---------------------|----------------|---------------------|
| 明治三八 | 一六、七六六 | 七 | 三、七六六 |

| | | | | |
|----|----|--------|----|-------|
| 同 | 三九 | 三、四三五 | 一七 | 九、九九七 |
| 同 | 四〇 | 三、七五五 | 三六 | 六、五八四 |
| 同 | 四一 | 二七、四四五 | 三五 | 八、四二四 |
| 同 | 四二 | 三〇、八七七 | 五六 | 五、〇七六 |
| 同 | 四三 | 四三、九五二 | 六六 | 三、七六六 |
| 同 | 四四 | 四九、四〇九 | 四六 | 三、八二四 |
| 大正 | 元 | 五四、七五五 | 六八 | 三、八一 |
| 同 | 二 | 六九、五八四 | 七五 | 一七六 |

生産數量に於て、斯くの如く發展せる國産モスリンも、これを側面から觀れば、其の間幾多の波瀾を描いて居る。蓋し、戰後財界の好況は、久しからずして反動時代を示現し、之に伴れて、モスリンの需要を減退せしめた上に、各増設新設工場の増産著しかりしたため忽ち市場は滞貨の府となりて、各所に投げ賣が頻出し、斯界はために一大難關に當面するに至つた。而も、同四十三年織物消費税の引下げが發表せられるや、市場は先安見越の買控へとなり、斯界の不況一層の辛辣さを加へたのであつた。

當時、我が日本毛織會社は、モスリン機をセル機に轉用し、梳毛機は専ら製絲の紡出版賣に力めた結果、此の不況に直面して、影響する所比較的微弱であつたが、他の同業者は

獨り大阪毛斯綸紡織を除きて、何れも無配當、又は缺損の不成績を連續し、斯業開設以來の苦難に陥つた。然るに、同四十四年七月に至り國定關稅々率改正せられ、毛織物は從價

當時、我が日本毛織會社は、モスリン機をセル機に轉用し、梳毛機は専ら製絲の紡出版賣に力めた結果、此の不況に直面して、影響する所比較的微弱であつたが、他の同業者は

獨り大阪毛斯綸紡織を除きて、何れも無配當、又は缺損の不成績を連續し、斯業開設以來の苦難に陥つた。然るに、同四十四年七月に至り國定關稅々率改正せられ、毛織物は從價の二割五分を標準とする從量税に改められたるため、輸入モスリンの立場が非常に困難になつたのと各社の自由操短とにより、翌大正元年に入りて、モスリン市況の活躍となり、各社の營業成績もまた大に見直して來たのであつた。

當時、名古屋地方の手機工場は、モスリン不況のため、一時屏息して居たが、斯く市況が好轉すると、又復其の擡頭を促し、殊に四十三年以來、綿布市況が不振であつたので、モスリン機業に轉ずるもの頻出して、モスリン生産の大増進となり、大正二年に入つては全國モスリン生産高は、前掲の如く六千九百萬碼の巨額に上つた。之がため再び生産過剩に陥り、ストック市場に停滯して、手機モスリンの投げ賣始まり、市價はまた一、四十三年の轍を履んで、一大崩落を演ずるに至つた。此の間、各モスリン會社は、相聯合して低價防止の操短を議したが、事は容易に纏まらず、結局翌三年の六月に至り、各社五割の操業短縮を行うて、漸く底止する所なき市價の、下落を喰ひ止め得たのであつた。

かくて斯界は、一喜一憂の波瀾の裡に、此の時代を經過して、歐洲戰時の好況期を迎へたのである。

第三節 トツプ事業と捺染加工

此の時代の羊毛紡織界に、二つの特記すべき事項がある。其の一はトツプ業の創設で、其の二は毛織捺染加工の發明である。

當時、我がモスリン事業は、輸入モスリンを全滅せしむるまでに、發達したけれども、其の工程は、輸入原糸を原料として機織する小機業工場にあらざれば、輸入トツプを原料として紡織する會社工場であつて、原毛を紡いで梳毛を製造する工場は、殆ど一ヶ所もなかつたのである。これは前編に説述した通り、此の缺陷を補ふて、トツプの製造を開始しモスリンやセルヂスの如き、梳毛紡織業を完成せしめたものは、何といつても、我が日本毛織會社の功績であらねばならぬ。

明治四十二年、我が日本毛織會社が、設備を擴張して、モスリン事業を起すや、當時我がモスリンの原料たるトツプは、主として濠洲、及び英國より輸入し、トツプの製造より生ずるノキル其の他の副産物は、是等トツプ工場の遺利として顧みられなかつたものである。當社は此の國家的不經濟を補はんがために、技術員を歐洲に派遣して、普く彼地の梳毛工業を研究せしめた結果、歐大陸のトツプ機械を購入して、モスリン事業を開設すると

共に、初めて我が國に完全なトツプ工場を新設した。これが後年、我が梳毛工業勃興の動機となり、梳毛紡織業の發達に、大なる貢獻をなしたのである。

當社は此の國家的不經濟を補はんがために、技術員を歐洲に派遣して、普く彼地の梳毛工業を研究せしめた結果、歐大陸のトップ機械を購入して、モスリン事業を開設すると

共に、初めて我が國に完全なトップ工場を新設した。これが後年、我が梳毛工業勃興の動機となり、梳毛紡織業の發達に、大なる貢獻をなしたのである。

日露戰以前の、我がモスリン染色加工史は、主として、板揚げ友禪加工の發達史であつた。其の鮮麗なる板揚げ友禪染は、此の時代に入りて、愈々其の技熟し、友禪モスリン應用の範圍は、一層擴張さるゝに至つた。然るに、明治四十年の頃に至り、モスリン染色術の宿題として、多年研究を續けて來た、機械捺染の謎は解けて、初めて京都の染色工場に於て、機械捺染が製出せられた。之より先、此の染色法は、綿布染色に應用せられ、大量染色には最も適せる染色法であつたが、之をモスリン染色に應用することは、至難の事業とされてゐた。ところが京都の稻畑染色工場や、日本製布會社などで研究の結果試験的に製出せられたが、其の愈々市場に現はれるやうになつたのは、漸く此の頃からのことである。然し初めは、捺染も二三色限度のもので、まだ友禪染の敵ではなかつた。後にそれに漸次改良を加へて鮮麗なる數色配合のものが染色せられるやうになり、遂には手工友禪染の大脅威となるまでに發達して來たのである。

蓋し、機械捺染は、手工友禪に比して、極めて能率が高いので、大量の染色に適し、着尺モスリンの如き染色には、最も優れた特色を有つて居る。ために従來の手工友禪は、精

巧なる美術的染色方面に發達し、機械捺染は主として大量染色方面に伸びて行つた。兎に角、此の時代に不完全ながらも、モスリンの機械捺染が創始せられて、大量友禪染色の端を開いたのは、モスリン染色界の、一大進歩であつて、これが後年の、モスリン着尺地の壓倒的流行の動機となり、モスリン事業の發達を助長したことは、非常なものであつた。

第五章 歐洲大戰時代

第一節 製絨事業の好轉

歐洲大戰時代の我が經濟界は、數十億の戰時利得を收め國を擧げて黄金時代を現出し、各種の事業は何れも桁外れの好景氣に見舞はれた。我が羊毛紡織界も、日獨開戦の初め頃までは前年來不況續きの矢先、原毛、染料の輸入難に遭遇して、一般に前途を懸念されてゐたが、大正三年の秋に至り、突如露國軍絨の大量注文が入り込み、各製絨會社一齊に時ならぬ春の訪づれを受けるに至つた。

當初我が國に注文して來た露絨は總計九十萬碼で、此の中我が日本毛織會社が四十五萬碼を引受け、他は東京の三社で分擔製造した。そして、翌四年夏には、更に總計五百萬碼の大注文が來た。それからその秋に三百五十萬碼、翌五年の春に三百二十萬碼、更に同年の夏五百萬碼と、殆ど引つ切りなしの注文が來て、其の都度我が日本毛織會社は、其の半ばを引受け他の一半は、東京の三社及び大阪毛織で分擔製造した。この露絨の大注文は大正六年以後斷絶したが、僅に二ヶ年有餘の間に、千八百萬碼に上る巨額の軍絨を、我が製

絨工場で製造供給したといふことは、實に歴史的の大記録である。

當時我が製絨工場は、一時にかく巨額の軍絨を製造したので、何れも市場向きの絨地を製造する餘力少なく、而も一方毛織物の輸入は、殆ど杜絶と等しき有様であつたので、市場は未曾有の品ガスを演じ、天井知らずの暴騰を告げた。そして、露絨註文の斷絶した大正六年の頃は、戦時の好況により、絨地の内地需要が著しく増加を告げたので、各社とも絨地の製織に追はれた。然るに、此の時恰も濠洲羊毛禁輸の影響を受けて、原毛の手當に苦しみつゝある折柄として、生産意の如くならざりしも、何さま製品は、非常なる高値で奪ひ合ふやうに賣れるので、露絨註文時代にも劣らぬ好況に恵まれたのであつた。かくて翌七年よりは、阿非利加羊毛の輸入によりて、原毛の手當難も漸次緩和せられて來たので絨地の生産力が増加し、斯界は空前の好成績に浸りつゝ、同九年の戦時好況の反動時代まで全く斯界の黄金時代を現出したのであつた。

斯業がかく盛況を極めたので、絨地の生産高もまた、劃期的の發展を告げ、之を大戰前に比べると、數量價額とも、數倍の激増となつた。即ち大正三年には、二百六十萬碼の年産に過ぎなかつた國産羅紗は、五年より九年にかけて、毎年七八百萬碼の生産高に上り、其の價額もまた約四倍に増進した。其の他セルヂス、ネル、毛布の如き、何れも著しき増

進振りを示し、戦時景氣を發揮した。左掲は、即ち、此の時代の絨地年産表である。

其の價額もまた約四倍に増進した。其の他セルヂス、ネル、毛布の如き、何れも著しき増

進振りを示し、戦時景氣を發揮した。左掲は、即ち、此の時代の絨地年産表である。

歐洲大戰時絨地内地生産表

| 年次 | 羅紗 | セルヂス | ネル | 毛布 | 其他 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 大正三 | 二、六九二 千碼 | 九、二四七 千碼 | 三、三六九 千碼 | 二、〇四四 千枚 | 四、四三二 圓 |
| 同四 | 四、〇二九 | 一三、五八八 | 二、〇四四 | 一、九〇六 | — |
| 同五 | 六、八三九 | 六、四四二 | 一、二七五 | 五七五 | — |
| 同六 | 一三、〇六八 | 四、〇一四 | 一、三六四 | 一、三二四 | 三、〇八〇 |
| 同七 | 七、七七七 | 六、一七一 | 一、六三五 | 二〇七 | — |
| 同八 | 一六、六五六 | 六、四〇六 | 一、九二〇 | 三、四二六 | 三、六八二 |
| 同九 | 四、九九七 | 九、四四七 | 一、一五五 | 五二二 | — |
| 同十 | 八、三三三 | 一〇、八八二 | 七二八 | 一、三六七 | 三、五三二 |
| 同十一 | 八、三五五 | 一一、〇三三 | 九七二 | 四五一 | — |
| 同十二 | 二、四八六 | 一九、〇三三 | 一、四四八 | 三、〇六五 | 八、〇三四 |
| 同十三 | 八、二二〇 | 二六、九五〇 | 三、一〇四 | 五九四 | — |
| 同十四 | 二六、〇七〇 | 四、九三〇 | 四、二九四 | 三、八六一 | 一五、二四二 |
| 同十五 | 七、四九八 | 一〇、五三一 | 二、二四七 | 八四〇 | — |
| 同十六 | 三〇、八七七 | 二五、三九五 | 四、八六二 | 三、一九三 | 四、九〇〇 |

第二節 モスリン事業の活躍

大正三年の夏、我がモスリン界は、春來の不況を受けて、市況振はず、各會社は同年六月より、五割の操短を實行したのにも拘らず、市場には尙尠からぬ滞貨が残されてゐた。

然るに同年八月、歐洲大戰勃發するや、濠洲羊毛、トップの輸入が杜絶したため、手持の原毛原絲を有せざるモスリンの手機工場は、忽ち操業に差問へを生じ、一齊に休機の状態となつた。之がためモスリンの供給一時に減じて、市場の滞貨は、瞬く間に一掃さるゝに至つた。而も、同四年の春に至り、珍らしくも歐洲方面より、モスリンの注文頻々として到り、我が日本毛織會社の如きは、三井物産の手を経て、多額のモスリンを、英佛へ輸出した程であつた。モスリン界は之を端緒として、市況好轉し、同年三月、市價は早くも三十錢臺に復活した。そこで、モスリン聯合會は、同年の五月から、五割の操短を解きて、二割の操短に改めたが、モスリンの需要は、爾來増加の一方に傾き、遂に斯界空前の活況を演ずるに至つた。

開戦當時、濠洲羊毛、トップの輸出を禁じた英國は、聯合國の請を容れて、大正四年の九月から、一定數量を限つて、我が國にも羊毛を分讓することとなつた。之によつて、我がモスリン會社も、幾分其の原毛難を緩和するを得たが、其の量は到底各社の要求を充たすに足らず、殊にトップは、最も缺乏してゐたので、斯界の苦痛は一通りでなかつた。當

時、我が國に於て、トップ自給の設備を有する會社は、獨り、我が日本毛織會社と、其の傍系の日本毛糸紡績會社があるのみであつたので、他は僅に、日本毛糸紡績からトップの

がモスリン會社も、幾分其の原毛難を緩和するを得たが、其の量は到底各社の要求を充たすに足らず、殊にトツプは、最も缺乏してゐたので、斯界の苦痛は一通りでなかつた。當

フ
フ

時、我が國に於て、トツプ自給の設備を有する會社は、獨り、我が日本毛織會社と、其の傍系の日本毛糸紡績會社があるのみであつたので、他は僅に、日本毛糸紡績からトツプの供給を受けて、辛くも當用の一部を補ふ位に過ぎなかつた。然るに、一方モスリンの需要は、着尺物の流行によつて、益々増加の勢あり、翌大正五年の秋から、同六年の春にかけて、市況は愈々活躍し、五十錢臺の高値に上つたが、此の時、東洋モスリン會社と、毛斯綸紡織會社の兩社が、新にトツプ、毛絲の工場を開設するに至つたので、市價もまた一服の姿となつた。然るに其の後、濠洲羊毛の輸入は、全く杜絶の状態となり、各社は遠く南阿、南米の原毛を買漁り、此の方面より原毛を輸入して、漸く其の缺乏を補ふといふやうな、不便な時代となつたので、原毛の市價は愈々騰貴して、同年五月、モスリンは更に、六十錢臺の高値に沸騰するに至つた。

越えて大正七年二月、我が毛織各社が、殆ど唯一の頼みとしてゐる、南阿の輸入原毛に對して、英國政府は、更に嚴重なる輸出制限令を施行することとなつたので、斯界は又復原毛の饑饉に襲はれることとなつた。然し、幸に同年六月に至り、濠洲原毛二萬四千六百俵の分譲を受くることとなり、各社は辛くも當面の苦境より脱するを得たのであつた。而も、此の間、財界好況の影響で、着尺モスリンの流行が旺盛となり、需要は彌が上に増加

して、取引は先約に先約を進め、其の長きものは、一ヶ年先物の約定さへ成立した程であつた。之がため、モスリン市價は、日々新値を逐うて續騰し、大戰媾和が成立した同八年の六月には、一碼九十錢の高値を呼ぶに至つた。そして、先約物は愈々糶り上げられて、市價は殆ど投機化し、暴騰また暴騰、翌九年三月の最高潮時には、一碼實に一圓七十錢といふ珍値に沸騰し、モスリン相場の黄金時代を現出したのであつた。

内地モスリンの市況が、斯くの如く好調を呈したので、大正六年頃より我がモスリン事業界は、既設會社の増設するもの、新設會社の設立さるゝもの、相踵いで起り、殊に内地製織機によるモスリン小機業工場は、名古屋地方を筆頭として、各地に勃興した。今其の著名なるものを擧げると、東京モスリン紡織は、大正五年四月四百萬圓に増資し、更に同八年六月には、一千萬圓に増資し、毛斯綸紡織會社は、大正五年六月、五百萬圓に増資し同六年七月には、更に七百五十萬圓に増資し、次で同八年七月一千五百萬圓に増資した。また東洋モスリンは、大正五年四月四百萬圓に増資し、同九年一月更に一千萬圓に増資した上毛モスリン會社は、大正八年十一月、一千萬圓に増資し、栗原紡織會社は、大正七年五月四百萬圓となり、我が日本毛織會社もまた大正四年五月五百萬圓、同七年五月一千萬圓、同八年六月二千萬圓に資本を増加した。その他、新設モスリン會社としては、大阪毛

絲紡織會社(五十萬圓) 朝日毛織會社(五十萬圓) 御幸毛織會社(百萬圓) 東洋紡織會社(百七十萬圓) 磯原毛織會社(二百萬圓)

長谷川毛織會社(五十萬圓) 森織布會社(五十萬圓) 和歌山毛織會社(六十萬圓) 引佐織布會社(五十萬圓) 等の外、名古屋

圓、同八年六月二千萬圓に資本を増加した。其の他、新設モスリン會社としては、大阪毛

絲紡織會社(五十萬圓) 朝日毛織會社(五十萬圓) 御幸毛織會社(百萬圓) 東洋紡織會社(百萬圓) 磯原毛織會社(二百萬圓)
 長谷川毛織會社(五十萬圓) 森織布會社(五十萬圓) 和歌山毛織會社(六十萬圓) 引佐織布會社(五十萬圓) 等の外、名古屋
 地方に於て、多數のモスリン小機工場が戦時中に設立され、モスリン機臺數のみにても、
 一時に四千臺の増加を見たのである。

然し、何さま大戦中は、機械、原料の輸入難といふ當面の問題に悩まされ、會社は機械
 の設備が整はず、小機業工場は、原絲の手當に苦しみ、折角工場は出来ても、事業の成績
 が擧らず、何れも眼前の長蛇を逸し去つたやうな觀がある。随つて、大戦中のモスリン生
 産高は、金額の上に於てこそ、戦前に比すれば、三倍四倍に激増して居るが、其の數量の
 上に於ては、戦前に比し寧ろ減少を告げて居るのである。左掲は即ち、大戦中の内地モス
 リン産額の累年表である。

大戦中内地モスリン生産高累年表

| 年 | 數量 (千碼) | 價額 (千圓) |
|-----|---------|---------|
| 大正三 | 五〇,三六六 | 一四,五九六 |
| 大正四 | 六〇,〇八四 | 一八,四四二 |
| 大正五 | 四三,五四八 | 一九,三二〇 |
| 大正六 | 四三,八三三 | 一九,一八七 |
| 大正七 | 四三,八三〇 | 三三,八八〇 |
| 大正八 | 四二,五六三 | 三四,九七四 |
| 大正九 | 五三,二六四 | 五三,〇〇八 |

第三節 羊毛事業熱の勃興

戦時中に於ける經濟界の大好況に伴ひ、製絨工場も、モスリン乃至毛絲工場も、黄金の洪水に見舞はれ、會社は何れも三割五割の好利益配當を連續したので、既設會社の増設を圖るもの、新設會社の計畫さるゝもの所在に起りて、押すな押すなの盛況を呈した。とりわけ大正七八年頃より沸騰せる羊毛事業熱は、一層凄まじく、名古屋地方の機業工場を加へると、其の計畫資本を合して、二億圓の巨額に上り、實に劃期的の大發展を告げた。今左に、戦前より戦後に互る増設新設會社を列記して見やう。

増設會社

| | | | |
|------------|-----------------------|--|----------------------|
| 日本毛織株式会社 | 大正四年五月 増 五〇〇〇、〇〇〇 | 大正七年五月(日本毛糸紡績併合) 増 一〇〇〇〇、〇〇〇 | 大正八年六月 増 二〇〇〇、〇〇〇 |
| 東京製絨株式会社 | 大正五年十二月 増 四〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 東京毛織物株式会社 | 大正五年十二月 増 四〇〇〇、〇〇〇 | 大正六年三月(三社合併ノ上、京毛織株式會社設立) 改 一〇〇〇、〇〇〇 | |
| 東洋毛織株式会社 | 大正四年十月 改 三〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 東京モスリン紡織會社 | 大正五年四月 増 四〇〇〇、〇〇〇 | 大正八年六月 増 一〇〇〇、〇〇〇 | |
| 毛斯綸紡織會社 | 大正五年六月 増 五〇〇〇、〇〇〇 | 大正七年七月 増 七五〇〇、〇〇〇 | 大正八年七月 増 一五〇〇、〇〇〇 |

東洋モスリン株式會社

大正五年四月
増 四〇〇〇、〇〇〇

大正九年一月
増 一〇〇〇、〇〇〇

大正九年十二月(東洋紡織合併)
増 一五〇〇、〇〇〇

上毛モスリン株式會社

大正二年六月(日本毛絲モスリン併合)
増 四〇〇〇、〇〇〇

大正八年十一月
増 一〇〇〇、〇〇〇

東京モスリン紡織會社
 增 大正五年四月
 增 大正八年六月
 毛斯綸紡織會社
 增 大正五年六月
 增 大正七年七月
 增 大正八年七月

東洋モスリン株式會社
 增 大正五年四月
 增 大正九年一月
 增 大正九年十二月(東洋紡織合併)

上毛モスリン株式會社
 增 大正二年六月(日本毛絲モスリン併合)
 增 大正八年十一月
 增 大正九年十一月

日本毛糸紡績株式會社
 增 大正五年十月(上毛坂阜工場買收)
 增 大正七年五月
 增 大正七年五月(日本毛織ニ合併)

栗原紡織合名會社
 改 大正七年五月
 增 大正八年十月
 增 大正九年十二月(愛知毛織併合)

大阪毛織株式會社
 增 大正四年六月(日本フランネルを改稱)
 增 大正八年十月
 增 大正九年十二月(愛知毛織併合)

新設會社

東京毛織株式會社
 併 大正六年三月
 增 大正七年十二月(泉尾毛合併)
 增 大正八年十月

後藤毛織株式會社
 新 大正七年七月
 增 大正八年七月
 減 大正十年五月(富士毛織ト改稱)

東京絹毛紡績株式會社
 新 大正五年四月
 增 大正九年六月(日本毛絲紡績併合)

東洋毛絲紡績株式會社
 新 大正五年十一月
 增 大正六年六月

日本原毛株式會社
 新 大正五年十二月
 增 大正九年六月(日本毛絲紡績併合)

日本フェルト株式會社
 新 大正六年六月
 增 大正九年六月

東洋紡織株式會社
 併 大正七年七月
 增 大正九年六月
 (東洋モスリンニ合併)

株式會社愛知物産組
 新 大正六年九月
 解散

日本絹毛紡績株式會社
 新 大正六年十一月
 解散

| | | |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 日本精毛株式會社 | 〔新大〕正 七 年 三 月 五〇〇、〇〇〇 | 解散 |
| 千代田毛織株式會社 | 〔新大〕正 七 年 五 月 五〇〇、〇〇〇 | |
| 朝日毛織株式會社 | 〔新大〕正 七 年 十 月 五〇〇、〇〇〇 | 不明 |
| 株式會社日本整毛所 | 〔新大〕正 七 年 十 月 五〇〇、〇〇〇 | 不明 |
| 大阪毛絲紡織株式會社 | 〔新大〕正 七 年 十 一 月 五〇〇、〇〇〇 | 不明 |
| 東京毛布株式會社 | 〔新大〕正 七 年 十 二 月 一〇〇〇、〇〇〇 | |
| 御幸毛織株式會社 | 〔新大〕正 七 年 十 二 月 一〇〇〇、〇〇〇 | |
| 日本羊毛紡織株式會社 | 〔新大〕正 七 年 十 二 月 三〇〇〇、〇〇〇 | |
| 滿蒙毛織株式會社 | 〔新大〕正 七 年 十 二 月 一〇〇〇、〇〇〇 | 〔大〕正 十 三 年 十 月 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 磯原毛織株式會社 | 〔新大〕正 八 年 一 月 二〇〇〇、〇〇〇 | |
| 帝國毛織株式會社 | 〔新大〕正 八 年 一 月 一〇〇〇、〇〇〇 | 解散 |
| 東京絹織紡織株式會社 | 〔新大〕正 八 年 二 月 一、二〇〇、〇〇〇 | |
| 日本毛絲紡績株式會社 | 〔新大〕正 八 年 四 月 四〇〇〇、〇〇〇 | 〔大〕正 九 年 六 月 (東洋毛絲紡績ニ合併) |
| 片岡毛織株式會社 | 〔改大〕正 八 年 六 月 五〇〇、〇〇〇 | |
| 引佐織布株式會社 | 〔新大〕正 八 年 七 月 五〇〇、〇〇〇 | |
| 内外毛織株式會社 | 〔新大〕正 八 年 十 月 五〇〇、〇〇〇 | |

| | |
|-----------|---------------------------|
| 和歌山毛織株式會社 | 〔新大〕正 八 年 十 月 六〇〇、〇〇〇 |
| 大垣毛織株式會社 | 〔新大〕正 八 年 十 月 一〇〇〇、〇〇〇 |

和歌山毛織株式會社

〔大正八年十月
新六〇〇、〇〇〇月

大垣毛織株式會社

〔大正八年十月
新一〇〇〇、〇〇〇月

森織布株式會社

〔大正八年十一月
新五〇〇、〇〇〇月

日本綿羊毛株式會社

〔大正八年十二月
新五〇〇、〇〇〇月

大日本原毛紡績會社

〔大正九年一月
新一〇〇〇、〇〇〇月

長谷川毛織株式會社

〔大正九年一月
新五〇〇、〇〇〇月

中華毛織株式會社

〔大正九年三月
新一〇〇〇、〇〇〇月

東洋毛織株式會社

〔大正九年八月
新一〇〇〇、〇〇〇月

解散

解散

解散

尤も此の新設會社のなかには、單に設立したといふだけで、一臺の機械も運轉せずして立消へのやうになつた、所謂泡沫會社も尠くなく、また既設會社の中にも、徒らに競争的に擴張して、其の聲の大きな割合に、其の實の擧らなかつたものもあり、眞に其の事業が斯界に影響を及ぼしたと見るべきものは、主なる十數社に過ぎなかつた。然し、とにかくこれだけの會社が、雨後の筍の如く簇生したのであるから、當時斯界の盛觀と混雜は、實に名狀し難きものがあつた。そして此のほかになほ名古屋地方を中心として、増設新設せられた毛織機業工場は、殆ど五百ヶ所、此の設備機臺數五千七百臺に上つてゐる。

第六章 歐洲大戰後

第一節 財界の反動と關東震災

歐洲大戰直後、我が羊毛紡織界は二つの受難期に遭遇した。即ち其の一は、大正九年の財界反動期に於ける毛織界の恐慌的打撃であり、其の二は、大正十二年の關東震災被害である。

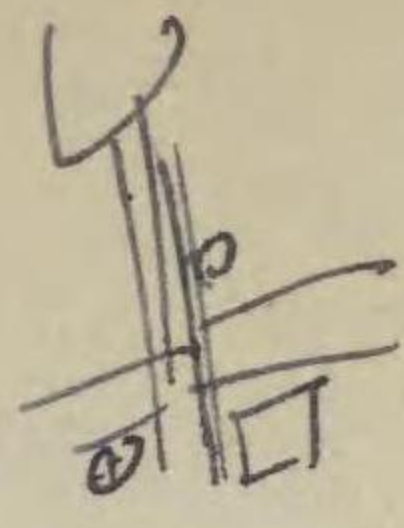
大正九年三月の財界反動期には、當時先物取引の旺盛であつたモスリン市場に、極度のパニックが襲來し、モスリン問屋の破綻が頻出して、其の處分投物のために、市價は棒下げの慘落となつたのである。これがために生産會社に於ては、約定品の引渡しが不能となつたので、棒値解合、又は引渡し延期の妥協方法を講じて、局面の收拾を試みたが、當時各モスリン會社の被つた打撃は非常なものであつた。然し、何さまモスリン事業は、既に獨立の産業として發達して居たので、外品の壓迫を被ること尠なく、各社の聯合操短によりて、大量の滞貨を一掃し得たのは、何よりであつた。

製絨事業に至りては、モスリン事業とは、聊か立場を異にし、動もすれば、輸入品の壓

迫を被り易いといふ地位にあるので、歐洲諸國の戦後の經營が、其の緒に着いて來ると、此の方面より多量のダンピング的毛織物が、我が市場に侵入して、忽ち二三割方の市價崩

りて、大量の滞貨を一掃し得たのは、何よりであつた。
製絨事業に至りては、モスリン事業とは、聊か立場を異にし、動もすれば、輸入品の壓

迫を被り易いといふ地位にあるので、歐洲諸國の戦後の經營が、其の緒に着いて來ると、此の方面より多量のダンピング的毛織物が、我が市場に侵入して、忽ち二三割方の市價崩落を演せしむるに至つた。時は大正十年の夏である。此の時まで、大戦時の好況に馴れて何の對策も講じてゐなかつた斯界は、遽に狼狽して、手持品の賣拔けに焦慮し出したので市場は忽ち賣物の山を築き、商談中絶、取引全停止の状態に陥つた。之がため、製絨各社は、極度に生産制限を實行して、當面の苦境を脱しやうとしたが、輸入品の廉賣侵蝕が意外に深く、容易に斯界の回復が望み難きに至つたので、二三の製絨會社の間には、此の經營難を緩和すべく、合同運動を起し、之によつて千住製絨所を拂下げやうとする策動をなし、當時の斯界に噂の種を蒔いた。斯くモスリン事業と、製絨事業が、交互に經營難に陥つたので、戦時中、新設せられた毛織會社の多くは、何れも前途の光明を失ひ、未だ工場を設置するに至らなかつたものは、概ね拂込難のために消滅し、既に事業を開始したものは整理縮少の餘儀なきに至り、事業熱勃興當時の好景氣は、一場の夢と消え果てたのである。大正十二年九月一日の關東震災は、東京附近の羊毛紡織工場に、殆ど致命的の大打撃を與へた。當時各毛織會社の發表した所によると、東京毛織會社は、王子工場を全滅し、大井、千住の兩工場は大破して其の損害額は九百萬圓に上り、また東京モスリン會社は、吾



婦工場倒壊して、千百萬圓の損害を蒙り、東洋モスリン會社は、龜戸工場を潰倒せしめて是亦千萬圓の損害を被つた。其の他栗原紡織工場は全焼して、一物も止めず、其損害額六百萬圓と註せられ、上毛モスリン會社もまた、中山工場と沼津工場を、大破して六百五十萬圓の損害を受けた。そしてなほ此の外に、東京市内の各倉庫に保管してあつた、原料製品の焼失したものや、東京附近の小機業工場の崩潰焼失したものを舉げると、更に莫大なる被害額に達するが、我が日本毛織會社もまた、東京支店や、舊東京工場跡の建物が潰滅して、十數萬圓の損害を被つた。それからこれは、震災被害ではないけれども、震災の前年には、滿蒙毛織會社の奉天工場が、火を失して、約六百萬圓の損害を蒙るなど、此の當時の我が羊毛工業界は、實に未曾有の大厄難に見舞はれたのである。

此の二度の大受難に遭遇した、我が羊毛紡織界は、爾來其の瘡痍のために兎角振はず、幾多の破綻會社や、整理工場を出して居るが、今、當時の主なる整理會社を舉げると、大正十年には、新設の東京絹毛紡織會社が、七百萬圓の資本金を、四百萬圓に減資整理を行ひ、同十三年には、滿蒙毛織會社が、一千萬圓の資本金を、三百萬圓に減額し、同十四年には、上毛モスリン會社が、缺損繰越金八百十二萬圓を整理するため、資本金を四百五十萬圓に削減整理したが、翌大正十五年に至り、其の放漫なる經營振りが累をなして、債權

者のために、遂に破産を申請さるゝに至つた。此の年また東洋モスリン會社は、震災損害填補のため、千八百萬圓の資本を千百萬圓に減資し、翌二年には、東京毛織會社と、毛斯

には、上毛モスリン會社が、缺損繰越金八百十二萬圓を整理するため、資本金を四百五十萬圓に削減整理したが、翌大正十五年に至り、其の放漫なる經營振りが累をなして、債權

者のために、遂に破産を申請するに至つた。此の年また東洋モスリン會社は、震災損害填補のため、千八百萬圓の資本を千百萬圓に減資し、翌二年には、東京毛織會社と、毛斯綸紡織會社が、双方千二百五十萬圓に減資整理の上、合併して合同毛織會社を設立し、尙ほ其の翌年には、東京モスリン紡織會社が、震災被害其他負債三千餘萬圓整理のために一舉に千五百二十五萬圓を減資して、青木五兵衛氏の手より、新に三井系の經營に移つたのであつた。以て如何に當時の受難が深刻で、斯界の瘡痕が甚大であつたかを窺ふことが出来る。

第二節 有力毛織會社の破綻頻出

大戦直後の大正時代、既に二回の受難に遭遇した我が羊毛工業界は、昭和時代に入つて更に大なる受難期に遭遇し、終に昭和四年の秋に至り、後藤毛織、東洋モスリン、合同毛織の各毛織會社は、相踵いで破綻を暴露するの餘儀なきに至つた。蓋し、大戦後の財界反動期には、各社とも尙好況時代の餘力を存じ、財的信用の基礎も、相當に鞏固であつたが次で起つた震災の被害のために、蓄積した資力を傾け盡したのは勿論、多額の負債が生ずるに至つた。然るに、昭和二年のモラトリアム以後は、財界の調子愈々面白からず、モス

リンを初め、毛織物の市況が、頓に不振に傾ける上に、同四年政府が緊縮政策を實行するに至つて、財界は急激に收縮して、資金の融通が困難となつた。之がため、不良資産や、負債が嵩んでゐた毛織會社は、信用の破綻から、遂に經營不能の餘儀なきに至つた次第である。

後藤毛織會社は、震災のため、東京工場全滅し、從來の缺損と合せて、約六百萬圓の損失となつたが、其の後毛織物市況不況のために、愈々經營難に陥り、結局昭和四年、岐阜工場は二百萬圓の社債のために、興業銀行の手に歸し、共同毛織會社の賃借經營に移つた。また、東洋モスリン會社は、震災被害當時、充分の整理償却が行はれて居なかつたのと、事業上の缺損とで、經營の行詰りを告げ、昭和四年の夏、社長若尾鴻太郎氏は、遂に會社を投げ出して、大倉組の門野重九郎氏の手により整理されることとなつた。然るに、同社の負債は意外に大きく、八十萬圓の原毛代を初め、數百萬圓の債務があり、而も其の資産は、債務の半ばにも達せざるの窮狀にあり、整理の容易ならぬを知るに至つて、郷誠之助男等が、其の整理に當ることとなつた。當時我が日本毛織會社は、同社の更生方法に就て門野氏より相談を受け、資産内容を調査して、整理の方法が立てば、同工場の賃借經營を引受ける積りにて、同年八月、社員を東京に派遣して、資産状態に就て、具さに調査研究

する所があつた。

此の時原毛輸入業者は、原毛取引不安の實狀に鑑みて、以後各會社の原毛買付は、無擔

門野氏より相談を受け、資産内容を調査して、整理の方法が立てば、同工場の賃借経営を引受ける積りにて、同年八月、社員を東京に派遣して、資産状態に就て、具さに調査研究

する所があつた。

此の時原毛輸入業者は、原毛取引不安の實狀に鑑みて、以後各會社の原毛買付は、無擔保にては、應せざる旨の共同聲明を發した。豫て缺損と負債のために、業績不良の評があつた合同毛織會社は、三百萬圓の原毛手形の切替が不能となり、原毛仕入の支障により經營難に陥り、債權者の間に大動搖を起さしむるに至つた。而も、同社は同年後期の株主總會に於て、一舉に二千萬圓に上る缺損を發表したので、株主間の大問題となり、一紛擾を惹起すに至つたが、同社の債權者は大に前途を憂慮して、門野重九郎氏等より、我が日本毛織會社に對し、合併を提議して來た。そこで日本毛織は、先づそのバランス・シートに就き、同社内容の調査に歩を進めんとする折柄、住友銀行の八代則彦氏は、債權者擁護の立場より、兩社合併のために斡旋する所あり合併歩合の一致を見るまでに至つたが、最後にバランス・シートの保障問題の一點に至り、兩者の意見が一致せず、結局決裂するに至つたことは、前編記述の通りである。

此の合併談が決裂したために、合同毛織は一層の窮狀に陥り、遂に全工場を休止して、多數の職工を解雇するに至つた。我が日本毛織會社は、之が救済のため、同年十二月から原毛を供給して、合同工場の賃借經營を初めたが、翌四年の三月に到り、河崎助太郎、田

村駒次郎氏等、合同大株主有志の計畫により、新に資本金五百萬圓の新興毛織會社を設立し、合同工場の經營に當ることとなつた。

これより先、昭和三年秋、モスリン各社は、市況不振の對策として、操業を短縮し、販路の振興に力め、手機モスリンの排撃に努めたが、効果が擧がらぬので、翌四年六月に到り、東京モスリン、東洋モスリン、合同毛織及び我が日本毛織の四社を糾合して、モスリンの共同販賣を計畫し、之が機關設置のために、四社神戸に會合して、凝議する所があつた。ところが、日本毛織の主張は、三社の容るゝ所とならず、ために談は不調となつた。

そこで三社は別に協議を進めて、組合を設立し、販賣價格の調節は固より、損益の共同計算に互りて實行することとした。然し、四社中最もモスリンの生産力を有する、我が日本毛織の除外は、組合として何の權威もなく、結局同年秋、東洋モスリンと合同毛織の破綻に際して、組合は自然消滅の姿となつた。

斯くの如く、我が毛織界は、昭和時代に入つてから大會社の受難が頻出し、一大整理時代を現出したが、殊に昭和四年秋に至り、政府が金解禁の準備として、財界の緊縮政策を實施してから、世界的經濟不況の餘波と共に、一般の不景氣愈々深刻を加へ、毛織物の市價崩落した上に、同年の冬期に入り、濠洲羊毛市價の暴落となり、翌五年の春に到りて、

遂に歴史的の新安値に落ち込むに至つた。之がため、各毛織會社の業績もまた甚だしく振はず、同四年十一月の決算期の如き、二十數個の大小毛織會社中、一割以上の株主配當を

實施してから、世界的經濟不況の餘波と共に、一般の不景氣愈々深刻を加へ、毛織物の市價崩落した上に、同年の冬期に入り、濠洲羊毛市價の暴落となり、翌五年の春に到りて、

遂に歴史的の新安値に落ち込むに至つた。之がため、各毛織會社の業績もまた甚だしく振はず、同四年十一月の決算期の如き、二十數個の大小毛織會社中、一割以上の株主配當を行つた會社は、僅に日本毛織と伊丹製絨所の二社だけといふ有様にて、遂に大正二、三年以來の不況時代を現出するに至つた。

第三節 名古屋地方の毛織小機業

名古屋地方の毛織機業は、上來記述するが如く、歐洲戰時以來、頓に發達し、着尺セル地の如きは、夙に此の小機業の獨占に歸した。そして、大正十二年以來、モスリン機業擡頭を告げて、セル、モス織二巾機の如き、多き時は一時九千臺に達したることあり、これがため、日本羊毛工業會の會員會社は、其の脅威を蒙りて結束を紊し、數次斯業統制難に際會したことは、是亦上來記述の通りである。而も、近來此の地方の機業は、更に四巾物絨地の製織に大進出を行ひ、一層その重要性を帯びるに至つた。四巾力織機工場は、海部郡の津島町及び中島郡の起町を中心として、尾西の各地に起り、最近の統計に據れば、尾西と名古屋を合せて三千臺に近き機臺數を算じてゐる。三千臺の四巾製絨機は、日本羊毛工業會々員會社の製絨機總數千七百臺に比し、約四割三分方多き勘定であつて、其の絨地

生産高もまた、日本羊毛工業會々員會社の、羅紗セルヂス生産額約三千三百萬圓(昭和三年度)に對して、約二千九百萬圓(同四年度)に上り、日本羊毛工業會々員會社と對抗して、今や毛織界の天下を二分して立つの概がある。

此の地方の毛織機業が、斯くの如く重要な地位を把握するに至るまでには、幾度かの浮沈波瀾を経て、慘ましき苦闘を續け來たつたのである。由來、此の地方は數百年の歴史を有する舊い織物産地であつて、毛織物が生産せられるやうになつたのは、明治二十五六年の頃、名古屋に綿毛布業が起つたのを動機として、同三十年頃、手機式の赤毛布が製造せられ、また、同三十七年には、津島の片岡工場に於て、輸入セルヂスの製織法を應用して、着尺セル地が創織せられた。其の後、毛布業は綿布業に復歸したが、着尺セル地の方は、之に倣ふてセル手機工場を起すものが續出し、漸次意匠や染色に新機軸を出し、時好に投じたるため、年々事業は發展して、今や綿絹交織を加へて、一ケ年三千四百萬圓(昭和三年度)の生産額に上り、何物も對抗し得ざる着尺セル地の本場となつた。

次で、モスリン手機の擡頭したのは、歐洲大戰直後のモスリン好況時代、愛知郡のネル機工場でモスリンの手機を開始し、爾來小規模のモスリン工場が、所々に設置せられて、大正十二年の關東震災當時の如きは、モスリンの生産減を見越して、年額千二百萬圓以上

の産額に上つた。しかし、大正十五年以來は頓に振はず、最近には六、七百萬圓(昭和三年度)程の産額に減じてゐる。斯業は毛綿何れにも轉じ得られるを以て、將來、モスリンが子兒

機工場でモスリンの手機を開始し、爾來小規模のモスリン工場が、所々に設置せられて、大正十二年の關東震災當時の如きは、モスリンの生産減を見越して、年額千二百萬圓以上

の産額に上つた。しかし、大正十五年以來は頓に振はず、最近には六、七百萬圓（昭和三年度）程度の産額に減じてゐる。斯業は毛綿何れにも轉じ得られるを以て、將來、モスリンが好況となれば擡頭し、不況となれば綿布に變り、變現測り難き状態を續けるであらう。

四巾力織機が此の地方に新設せられたのは、歐洲大戰時代、輸入絨地杜絶した當時、起町の鈴木工場に於て、四巾力織機を据付けて、サージを製織したのを其の端緒とする。其の後起町津島に四巾力織機を新設するものが續出したが、當時は原絲の輸入が困難であつたので、紡績整理の設備を缺ける小機業工場としては、經營が極めて多難であつた。而も戦後に至りて、更に、輸入品の壓迫が加はつて、一時非常なる苦境に陥つた。随つて、一時斯業は遅々として振はなかつたが、大正十二、三年の頃から、内地の服地需要が著しく増加したる上に、昭和二年には、毛織物關稅改正の結果、輸入品の壓迫が少しく緩和せられて來たので、所々に四巾力織機の増設新設が行はれ、サージに、服地に、クレバネット地に、一般製絨會社の製品に對抗するまでに發展し、近來は紡毛絲の毛織物にまで進出して、所謂東洋のブラッドフォードを以て任ずるに至つた。

試みに昭和二年度の、愛知縣毛織物産額を、全國のそれと對比すると、着尺セルに於て三千百六十餘萬圓を生産して、全國着尺セル産額の實に九割七分を占め、殆ど此の地方機

業家の獨壇場となつてゐる。次に洋服地用サージは、二千六十餘萬圓を産し、これもまた全國サージ總産額の六割六分を占めて居る。その他、ネルは二百三十餘萬圓、全國産額の四割一分、毛布は百五十二萬圓、全國産額の二割六分を占め、モスリンは減産のため、六百四十七萬圓を生産して、全國産額の僅に六分五厘に過ぎぬが、羅紗は大規模の製絨會社を向ふに廻はして、猶且四百二十餘萬圓を生産し、全國生産額の一割五分を占めてゐる。そして、其の年産總額は殆ど七千萬圓に達し、全國毛織物生産總額の約三分の一に當り、之を歐洲大戰前の大正三年に比すると、實に十七倍の激増を示し、大戰後の同十年に比するも、猶二倍餘の増進となつてゐる。

惟ふに、着尺セル地の如きは、時好に應じて、千種萬様の染色柄行を造らなければならぬ。又服地羅紗の如き、ネル其他毛絹綿交織地の如きも、各種各様の柄行を必要とする。斯くの如き複雑なる分類製品は、大量劃一を生命とする、大組織の工場作業に適せざるを以て、是等の製品が此の地方の特産として發達するに至りたる所以であらう。將來此の地方の毛織機業が、所謂東洋のブラッドフォードとして發展するに隨ひ、大組織の會社工場は、専ら此の方面に供給すべき毛絲紡績に進むか、はたまた、無地物絨地の如き單一生産に移るかの分業的傾向一層鮮明となるべく、我が日本毛織會社が、夙に毛絲事業に手を

染め、今また此の地方に於て、名古屋及び昭和毛絲の二大毛絲工場を起したのは、蓋し、

此の大勢に順應せんがために外ならぬ。

産に移るかの分業的傾向一層鮮明となるべく、我が日本毛織會社が、夙に毛絲事業に手を

染め、今また此の地方に於て、名古屋及び昭和毛絲の二大毛絲工場を起したのは、蓋し、
此の大勢に順應せんがために外ならぬ。

第七章 日本羊毛工業會

我が毛織業の沿革を語るに當り、大正九年より約十年間、いつも斯界の表面に立ちて活動せる日本羊毛工業會の事歴は、最も重要な存在の一つであらねばならぬ。權威ある斯界有力會社の團體として、斯業發達のために盡し來たつた努力は、寔に此の時代に於ける我が羊毛工業史上の華であつて、其の事業は斯界に幾多の模範と功績を残して居る。以下少しく斯會の沿革を述べて見よう。

第一節 日本羊毛工業會の沿革

大正九年春、モスリン市價の大崩落に際し、東西のモスリン會社は、市價維持の目的を以て、モスリン聯合會を組織し、各社四割の操短を實行した。尤も此の以前に於ても、市價の維持に就ては、一時的の申合せや、各社の自由意志により、操短したことはあるけれども、這般の不況は、單に市價の暴落のみではなく、モスリン商の破綻者が續出して、約定品の引渡し不能のため、滞貨山積して、處分的投げ物所在に頻出するの慘狀を呈し、其の儘看過すれば、製造工場も亦其の渦中に投ずるの恐れがあつたので、各社は自衛上、鞏

固なる生産協定を作るの必要を感じ、同年七月、關東側より東京モスリン、東洋モスリン、上毛モスリン及び栗原紡織の四社、關西側より毛斯綸紡織、及び我が日本毛織の二社が參

定品の引渡し不能のため、滞貨山積して、處分的投げ物所在に頻出するの慘狀を呈し、其の儘看過すれば、製造工場も亦其の渦中に投ずるの恐れがあつたので、各社は自衛上、

固なる生産協定を作るの必要を感じ、同年七月、關東側より東京モスリン、東洋モスリン、上毛モスリン及び栗原紡織の四社、關西側より毛斯綸紡織、及び我が日本毛織の二社が參加して、正式に主要モスリン會社の、生産協定機關を組織したのである。

此の聯合會當初の申合せ條項は、モスリンの四割操短勵行、共同販賣機關の設置であつたが、此の時の市場惡化は、獨りモスリンのみに止まらず、一般毛織物にも、輸入品の壓迫が加はつて、製絨會社もまた、結束對抗の必要を痛感して居た折柄とて、寧ろ積極的に羊毛紡織各社聯合して、一層權威ある組織となし、互に相協力して、斯業の進歩發達を圖らうといふので、これをモスリン聯合會の決議となし、全國の主なる羊毛紡織會社に向つて檄を發し、之が賛同を求むる所があつた。其の結果、同年九月四日、名古屋ホテルに於て、東西の十二羊毛紡織會社の會合となり、初めてこゝに日本羊毛工業會の設立を見るに至つた。而して、當日の出席者は、

東京毛織株式會社常務取締役日下吉平氏

東京絹毛紡織株式會社社長高橋虎太氏 常務取締役南壽氏

東京モスリン紡織株式會社取締役登阪秀興氏

大阪毛織株式會社常務取締役平田 太郎氏 同石田友資氏

栗原紡織合名會 安藤藤助氏

滿蒙毛織株式會社社長前川遜氏 顧問井島重保氏

後藤毛織株式會社社長後藤恕作氏 取締役後藤廣志氏

上毛モスリン株式會社專務取締役松尾久男氏 支配人荒井英八郎氏

毛斯綸紡織株式會社社長稻畑勝太郎氏 常務取締役金原與吉氏

東洋モスリン株式會社專務取締役田中海一氏

東洋毛糸紡績株式會社常務取締役廣澤耕作氏 取締役河崎助太郎氏

日本毛織株式會社社長川西清兵衛氏 支配人塚協敬二郎氏

等の顔觸れで、當代主要毛織及び紡毛會社の代表者を網羅したものであつた。そして會は規約に基き、第一部會（羅紗部）、第二部會（モスリン部）、第三部會（毛絲部）の三部會に分ち、初回の理事及び部會委員に、左記會社を挙げ、理事長は、理事の互選により、毛斯綸紡の稻畑勝太郎氏が推されて立つこととなつた。

| | | | | | |
|--------|--------|--------|------|--------|--------|
| 理事會社 | 東洋モスリン | 東京毛織 | 東京絹毛 | 毛斯綸紡織 | 日本毛織 |
| 委員會社 | 第一部會委員 | 大阪毛織 | 後藤毛織 | 第二部會委員 | 東京モスリン |
| 上毛モスリン | 第三部委員 | 東洋毛糸紡績 | 栗原紡織 | | |

次で同年十月二十日、東京帝國ホテルに於て、臺閣の諸公を始め、要路の顯官、並に民間一流の實業家百數十名を招き、盛大なる設立披露の宴を開いた。何しろ斯業は綿絲紡績にも亞ぐべき國家の重要産業であつて、而も、斯界の錚々たる大會社が舉つて、新に權威

ある結合團體を組織したものであるから、斯業關係者はいふまでもなく、當時の朝野に大なるセンセーションを惹起すと共に、非常なる期待を以て迎へられたのであつた。

にも亞ぐべき國家の重要産業であつて、而も、斯界の錚々たる大會社が擧つて、新に權威

ある結合團體を組織したものであるから、斯業關係者はいふまでもなく、當時の朝野に大なるセンセイションを惹起すと共に、非常なる期待を以て迎へられたのであつた。斯會の抱負は、擧げて當時の設立趣意書に在る。

日本羊毛工業會設立趣旨

我國ノ羊毛工業ハ軌近ノ發達ニシテ之レヲ既往ニ徵スルニ千住製絨所ノ創設ト相前後シテ明治十三年後藤氏ガ支那羊毛ヲ輸入シテ毛織物ノ製造ニ着手セシヲ以テ民間毛織業ノ端緒トス次イテ明治二十七八年戰役ニ及ヒ斯業ノ發達漸ク一步ヲ進メ更ニ三十七八年戰役ニ際會シテ大ニ戰時及戰後ノ需要ヲ喚起シ東京及大阪地方ニ於テ漸次規模ノ見ルベキモノ設立セラレ其設備ノ改善擴張等稍面目ヲ一新セリト雖モ尙ホ歐米ニ比シ其技術經營ノ及バザルコト遠ク依然トシテ外國品ノ壓迫ヲ受ケ經營ノ困難尋常ナラザリシニ明治四十四年當局者ノ保護ニヨル關稅改正ノ結果ト同業者ノ堅忍努力トハ克ク輸入ノ杜絶ヲ計リツ、其間益々斯業ノ改善ニ腐心シ稍發達ノ曙光ヲ認メツ、アリシ際偶々歐洲大戦亂ノ勃發ニ遭遇シ俄カニ未曾有ノ股賑ヲ來タシ經營ノ基礎漸ク固ク今ヤ羊毛ノ輸入總額一ケ年一億圓ヲ超ヘ生産額モ亦數倍ニ達シ内地需要ノ大半ヲ自給シ得ルノ盛況ニ達セリ然リト雖我國ノ羊毛工業ハ其原料タル羊毛ノ供給ヲ全部外國ヨリ仰ガザルベカラザルト同時ニ稍モスレハ廉價ニシテ且ツ優良ナル製品ヲ輸入シ來ルノ虞アリ當業者トシテ之レカ輸入ヲ防遏シ進ンデ輸出ノ途ヲ招クコトニ努力セザルベカラズ從テ斯業ノ改善ハ一日モ等閑ニ附スルベカラザルヲ以テ今回我等同業者相集リ本會ヲ設立シ相互ノ親睦ヲ計リ連絡ヲ鞏固ニシ且ツ斯業ノ發達ニ最善ノ努力ヲナシ以テ戰後ノ世界ノ大勢ニ順應センコトヲ期ス

日本羊毛工業會

| | |
|-----|-------|
| 理事長 | 稻畑勝太郎 |
| 理事 | 川西清兵衛 |
| 同 | 田中海一 |
| 同 | 高橋虎太 |
| 同 | 日下吉平 |

斯くて、各社は單に操業の伸縮によりて、市價を維持せんとする、從來の消極的運動より更に數歩を進めて、斯業の向上發展を期圖する積極的の共同運動に移り、國産振興の旗幟の下に、意義ある活動を開始するに至つたのである。

斯會設立の當時、主なる決議事項として、着手したる事業を擧げると、先づ一般的の運動としては、多年の宿題たる毛織物關稅の改正請願、及びトップ關稅制度の請願等の事業であつた。そして、日本羊毛工業會の主動者となつた第二部會の事業は最も多く、其の主要なるものとしては、(一) 四割操短の繼續勵行、(二) 各社製品の最低價格協定、(三) モスリン不良染色品の取引防止、其の他各種資料の調査事業であつた。それから第一部會及び第三部會に於ても、即時五割操短を申合せて、市價の回復に努力する所があつた。是等の施設は、何れも當時の市場に著しき効果を奏し、斯界の改良發達に資する所が、尠くなか

つたのである。

越えて大正十年十月、理事改選の結果、何れも重任と決したが、獨り理事長稻畑氏の辭

第三部會に於ても、即時五割操短を申合せて、市價の回復に努力する所があつた。是等の施設は、何れも當時の市場に著しき効果を奏し、斯界の改良發達に資する所が、尠くなかつたのである。

越えて大正十年十月、理事改選の結果、何れも重任と決したが、獨り理事長稻畑氏の辭任により、我が日本毛織會社の川西清兵衛氏が、新たに選ばれて理事長に就任した。それより川西理事長は、同十三年四月、我が日本毛織會社が、一時斯會を退會するまで、殆ど三期に亙つて累任し、最も長き理事長であつた。此の期間は斯會にとつて、極めて多事多端の時であつて、彼の歴代の難問題であつた毛織物關稅改正運動を初め、羊毛積取船運賃及び火保料率の低減運動、モスリン需要喚起宣傳、其他大小の緊急事業は、多く此の時代に着手せられた。殊に此の時代の産物として、關東震災被害による斯界の善後策、日常必需品關稅免除撤廢の運動、モスリン滯貨問題など、幾多の面倒なる事件が発生して、之が對策や、善後方法に尠からず苦慮を要したのであつた。

羊毛積取船運賃の低減運動に就て、少しく語らんに、元來、此の問題は、斯會設立以前よりの宿題であつたが、何分、同盟汽船側の利害に關する重大問題であるので、其の交渉は容易に進捗しなかつたのである。川西理事長は深く之を遺憾とし、各理事と共に、熱心に同盟汽船側と折衝を重ねた結果、遂に大正十一年九月に至り、斯會側十二社と、兼松、三井、大倉、飯田、三菱、日本棉花の各輸入業者、並に濠洲復航同盟汽船會社側三者の間

に、羊毛一割、トップ五分の運賃割戻し契約を締結し、さしもの難問題も極めて、圓滿に解決したのであつた。

大正十一年夏、東京に開催せし平和博覽會に際しては、會員十二會社共同して、特設館を場内に建設し、羊毛工業館の名に於て、各社の製品を出陳し、觀衆の好評を博した。また同館開館中、皇后陛下、攝政宮殿下の御臺臨を忝うせしことは、無上の光榮として一同感泣せし次第であつた。

此の間また第二部會（モスリン部）でも、數次有意義なる事業を進行した。中にも問屋側の團體たる、モスリン同盟會と提携して、モスリン需要喚起のため、諸種の宣傳方法を講究し、夫々實行したことに、對外販路の開拓方法として、問屋側團體と聯絡し、海外調査員を支那印度の各地に派遣し、國産モスリンの宣傳販賣を試みたることなど、其の重要なものである。またモスリン染色の不良なるものや、品質の劣等なるものに對しては、問屋側と提携して其の取引を拒絶するやうな方法をとリ、各社協力して専心聲價の保持に努め、會内の空氣は緊張の中にも、極めて圓滿に流れてゐたのであつた。

此の時突如として凶報あり、關東地方に大震災起つて、會員會社工場の大半が、或は焼け、或は壞れて、永年築き來つた、關東地方の羊毛工業界の地盤を、瞬時にして破壊し

去つたことである。之がため、一時は斯會の存續さへも疑はれる程であつた。而も震災後名古屋地方の小機業が其の虚を衝いて勃興したのと、關東各社が復興を急いだために、震

此の時突如として凶報あり、關東地方に大震災起つて、會員會社工場の大半が、或は焼け、或は壞れて、永年築き來たつた、關東地方の羊毛工業界の地盤を、瞬時にして破壊し

去つたことである。之がため、一時は斯會の存續さへも疑はれる程であつた。而も震災後名古屋地方の小機業が其の虚を衝いて勃興したのと、關東各社が復興を急いだために、震災前年まで七八千萬碼に過ぎざりしモスリン年産額が、意外にも、震災の大正十二年には遽に一億三千万碼に激増して、市場は忽ちモスリンの洪水時代を現出するに至つた。此の滞貨は臆てモスリン市場の大問題となり、斯會の結束に一大動搖を捲起すの端を開いたのである。當時第二部會員の多數と、我が日本毛織會社との間に、意見相容れず、一時日本毛織の脱會を見るに至つた。

大正十三年四月、川西理事長退任の後を襲ふて、東京モスリンの青木五兵衛氏が理事長を襲つたが、此の時代は震災後の深刻なる不景氣により、毛織物の市況は一般に不振であつて、モスリンの如きも、動もすれば滞貨再來の恐れあり、而も一面、前年來の對外爲替暴落と、原毛の暴騰とは、各會社に二重の原料負擔を加へしめ、益々斯業の經營を困難ならしめたのであつた。

此の時代の斯會の事業として特筆すべきものは、時の加藤内閣が、關稅改正に意あり、これが準備委員會を設置せしを好機として、毛織物關稅改正の素志を貫徹すべく、極力運動した外、第二部會の事業としては、内外モスリン販路の擴張に力を盡し、モスリン問屋

をして、輸出モスリン同盟會を組織せしめ、宣傳費を補給して、支那に新販路の開拓を圖り、また、内地販路の擴張策として、各種の宣傳方法を講ずるなど、其の主なるものであつた。同十四年十一月の定時總會に於て、理事の改選と共に、青木理事長辭任、新に東京毛織會社の藤田謙一氏が、多大の期待の下に、第四次の理事長となつた。

藤田理事長時代は、それより昭和二年十一月の定時總會改選期まで繼續したが、此の時代は川西理事長時代にも劣らず、外部の交渉が最も頻繁であつたので、記すべき事業は中々尠くはない。今其の主なるものを擧げると、

- 一 關稅問題に就て兩院議員に意見書提出
- 二 國產振興會に入會、國產振興展覽會出品
- 三 鐵道貨物中羊毛製品の等級制改正申請
- 四 獨逸染料輸入制限令撤廢の請願
- 五 火保料率改正交渉
- 六 第一回貿易會議參加、毛織物輸出促進意見書提出
- 七 毛織物消費稅査定價格改正申請
- 八 關稅改正問題再請願

九 健康保險成績に關する意見書提出

一〇 生産組織改善意見書提出、千住製絨所の事業を民間に委託するの件

- 六 第一回貿易會議參加
七 毛織物消費稅査定價格改正申請
八 關稅改正問題再請願

九 健康保險成績に關する意見書提出

一〇 生産組織改善意見書提出、千住製絨所の事業を民間に委託するの件

等の諸事業で、更に第二部會の事業としては、優良モスリンの奨勵と粗悪モスリン防止のため、二部會員會社と、モスリン問屋聯合して、モスリン改良會を起し、モスリン市況の振興に力むる所があつた。なほ上記各請願運動中、關稅改正運動は、大正十五年三月關稅改正せられ、獨逸染料輸入制限令の撤廢は、綿絲布業者呼應して、數次當局に迫る所あつたが、本問題は一面内地染料の保護問題が横はり居れる關係上、容易に決せざりしも、結局幾分の手心的緩和を加へらるゝこととなつた。

斯くて、昭和二年十一月の定期總會に於て、理事會社改選の結果、新たに合同毛織會社の金原與吉氏が理事長に推薦せられ、茲に第五次の理事長時代に入つたが、大正九年日本羊毛工業會が創設せられてから會員會社の間に幾多の變遷あり、東京絹毛、上毛モスリンは破綻脫會し、後藤毛織、滿蒙毛織は退會し、モス綸紡織と東京毛織は合併して、合同毛織會社となり、初め十二社の會員は八社に減少したるのみならず、會員外の小工場各地に勃興し、其の中には有力なる會社工場存立し、斯會の結束は動もすれば是等工場のために牽制せらるゝの狀勢となつた。我が日本毛織會社は豫じめ此の情勢を見て、是等會員外工

場との合同聯盟を主唱し來たつたのであるが、昭和二年末の理事會に於て、川西理事は本問題に關する具體的意見を述べて、組織の更新を提唱し、同會また之を容れて、愈々全國の羊毛工業者及び關係會社團體の大同團結を見るに至つた。そして組織變更の大要は、會員外の各羊毛紡織工場及び各組合、毛織物及びモスリン問屋、羊毛輸入商、羊毛積取船舶會社等の各團體を網羅して、盡く更生せる日本羊毛工業會の傘下に集め、其の協調の下に總ての問題を解決し、圓滑なる新活動を開始しやうといふのであつて、これがために、從來の如き會の拘束を不便とするならば、總てこれを除去するを辭せずといふのであつた。

此の新運動に對して、會員會社は、夫々入會者の勧誘に力め、殊に、我が日本毛織會社は、川西社長自ら名古屋地方の機業家を勸説し、金原理事長は其の他の方面を勸説するの任に當つた。其の結果、翌三年五月に至り、會員外の關係商店會社及び組合大部分の賛成を得たるを以て、會員會社は同年七月、東京に於て舊日本羊毛工業會の解散總會を開き、引續き舊日本羊毛工業會々員と、新に加入すべき五十餘の商店團體の代表者は大阪ホテルに會合し、新團體組織に關する協議會を開催し、その席上舊日本羊毛工業會の金原理事長は、大要左記の聲明書を發表した。

舊來ノ大規模工業會社ノミノ集團デアアル羊毛工業會ヲ解散シ羊毛及毛織物ニ關係アル各種業者ヲ

網羅シ新團體ノ組織ニ當ルハ清新ノカラ合シテ羊毛工業ノ大轉換期ニ適應スルタメデアアル羊毛工業ハ生産ト消費ノ合理的研究保險運賃税金等ノ關係ニ於テ他ノ主要工業ニ比シテ甚ダ惠マレザル情勢ニアル更ニ技術的研究輸出ノ促進國産品ノ宣傳毛織智識ノ普及等ニ付他ノ工業ニ比シ大ニ遜

は、大要左記の聲明書を發表した。

舊來ノ大規模工業會社ノミノ集團デアアル羊毛工業會ヲ解散シ羊毛及毛織物ニ關係アル各種業者ヲ

網羅シ新團體ノ組織ニ當ルハ清新ノカヲ合シテ羊毛工業ノ大轉換期ニ適應スルタメデアアル羊毛工業ハ生産ト消費ノ合理的の研究保險運賃税金等ノ關係ニ於テ他ノ主要工業ニ比シテ甚ダ惠マレザル情勢ニアル更ニ技術的研究輸出ノ促進國産品ノ宣傳毛織智識ノ普及等ニ付他ノ工業ニ比シ大ニ遜色アルヲ以テ今後吾等ノ新團體ガ時勢ノ要求ニ隨ヒ大ニカヲ致サントスルモノデアアル云々

此の目的によりて新團體は、更に同月京都に於て、舊日本羊毛工業會員九名、新加入團體代表者六十名會合して、創立總會を開き、同年八月十一日圓山左阿彌樓に於て、新日本羊毛工業會の創立發會式を舉行した。當日は前回の創立總會より、更に五團體の入會者を増加し、總會員七十四團體の中、五十四團體の代表者（六十四名）出席し、席上新規約を議定し、左記十五團體を理事に選出したが、理事互選の結果、合同毛織の金原與吉氏理事長に就任し、我が日本毛織會社の川西社長は、個人の資格を以て會長に推薦せられた。

理事(十五名) 日本毛絲紡織 日本毛織 東洋モスリン 東京モスリン 中央毛糸紡績 大阪毛織
栗原紡織 合同毛織 尾西織物組合 西村商店 山口商店 丸紅商店毛織部 安宅商店 兼松商店 日本郵船

尙、其の後加入せる會員を加ふるときは、更生せる日本羊毛工業會々員は、左記七十七團體、商店である。

日本羊毛工業會々員

製造工業

| | | |
|--------------|------------|-------------|
| 株式會社伊丹製絨所 | 共同毛織株式會社 | 株式會社田村駒商店 |
| 日本毛絲紡績株式會社 | 共立モスリン株式會社 | 瀧定合名會社大阪支店 |
| 日本毛織株式會社 | 尾西織物同業組合 | 合名會社中島弘商店 |
| 日本原毛株式會社 | モスリン問屋業 | 株式會社村田商店 |
| 日本モスリン株式會社 | 株式會社伊藤萬商店 | 合名會社野呂克商店 |
| 東洋モスリン株式會社 | 株式會社市田商店 | 株式會社山口商店 |
| 東京モスリン紡績株式會社 | 岩崎合名會社 | 合名會社山作商店 |
| 中央毛絲紡績株式會社 | 合名會社伊藤新商店 | 株式會社丸紅商店毛織部 |
| 大阪毛織株式會社 | 株式會社西村商店 | 株式會社松田宗商店 |
| 大森毛織株式會社 | 堀越合名會社 | 藤野茂八商店 |
| 羊毛整製株式會社愛知工場 | 株式會社戶田猶商店 | 近藤商店 |
| 田中毛絲株式會社 | 千艸安兵衛 | 合名會社寺庄商店 |
| 名古屋織物整理合名會社 | 王子染色株式會社 | 青木五兵衛商店 |
| 栗原紡織合名會社 | 和田哲夫商店 | 合名會社齋藤嘉商店 |
| 山保毛織株式會社 | 河田合名會社 | 京都毛斯綸商同盟會 |
| 後藤毛織株式會社 | 河崎助太郎 | 株式會社白石甚兵衛商店 |
| 合同毛織株式會社 | 合名會社高岡商店 | 杉村德三郎 |
| | 合資會社多田利商店 | 株式會社杉村商店 |

毛絲問屋業

株式會社岩井商店

株式會社安宅商會

株式會社芝川商店毛絲部

倉庫業

東神倉庫株式會社大阪支店

山保毛織株式會社
 後藤毛織株式會社
 合同毛織株式會社
 河崎助太郎
 合名會社高岡商店
 合資會社多田利商店
 株式會社白石甚兵衛商店
 杉村徳三郎
 株式會社杉村商店

毛絲問屋業

株式會社岩井商店
 株式會社稻畑商店
 日商株式會社
 大澤銈三郎商店
 株式會社吉川商店
 株式會社浪速商會
 合資會社中谷商店
 株式會社松本商店
 株式會社藤井商店
 株式會社安宅商會
 株式會社芝川商店毛絲部
 株式會社平松商店
 羊毛輸入業
 日本棉花株式會社
 大倉商事株式會社
 株式會社兼松商店
 高島屋飯田株式會社
 三井物産株式會社本店營業部
 三菱商事株式會社雜貨部
 東神倉庫株式會社大阪支店
 川西倉庫株式會社
 三菱倉庫株式會社
 株式會社住友倉庫
 船會社
 日本郵船株式會社
 大阪商船株式會社
 山下汽船株式會社

倉庫業

かくて日本羊毛工業會は、羊毛商工運輸界の主要會社團體を網羅し、權威ある我が産業界の一大團體として新たなる活動を開始することになつたが、更に昭和四年春に到り、特別會員として五大都市の商工會議所會頭、専門學者、關係官廳の局長又は所長等二十名を推薦し、其の後援指導を請ふこととなつた。

これより先、モスリン二割五歩操短繼續のため、モス絲の餘剰を生じ、此の餘剰モス絲は手機モスリンを擡頭せしめ、却つてモスリン市價を壓迫する結果に陥るので、引續きモスリンを操短すべきかといふことが、第二部會の大問題となつた。同時に編毛絲の不況に

より、市場に七百萬ポンドの停滯毛絲を生じ、之が市價を壓迫すること甚だしいので、毛絲の操短問題が起つて、第三部會を惱まさせ、問屋側と工場側の議論が區々に分れて、其の統制が頗る困難となつた。是等の問題に就て會員は數次會合して對策を講じたが、結局毛絲各社とも成るべく製造を抑制し、低價にては賣應せぬこととなり、モスリンは昭和三年十二月限り、操短を解除することとなつた。

然し、斯界はこれを動機として一層の不況に陥り、殊にモスリン市價の低落に對しては救済の策に盡きて、東京モスリン、東洋モスリン及び合同毛織三社の間に、モスリン共同販賣機關設置の議が起り、我が日本毛織會社にも、其の加盟に就て交渉があつた。そこで昭和四年六月神戸に於て、四社會同協議を凝らしたが、我が日本毛織會社は組合の融資を負擔するかはりに、先取販賣權を占めんとし、三社は之を諾せざるため、議は遂に破れて三社のみにて共販機關を設置することとなつた。此の時恰も女子深夜業廢止の實施期に入り、モスリン會社はモスリンの不況にて、既に採算不利となれる上に、之によりて更に生産費を増加することとなり、益々苦境に陥るの餘儀なきに至つた。而も、政府は同年七月政友會の田中内閣總辭職して、民政黨の濱口内閣が之に代り、金解禁の準備として、財界の緊縮を高唱したので、財界は稀有の不況時代を現出し、毛織物の不況と金融難は、遂に

前編記述の如く、東洋モスリン及び合同毛織の破綻となり、斯界唯一の堅實なる基礎を有する我が日本毛織會社に、合併しやうとする運動が起つたが、之は双方の主張一致せず、

政友會の田中内閣總辭職して、民政黨の濱口内閣が之に代り、金解禁の準備として、財界の緊縮を高唱したので、財界は稀有の不況時代を現出し、毛織物の不況と金融難は、遂に

前編記述の如く、東洋モスリン及び合同毛織の破綻となり、斯界唯一の堅實なる基礎を有する我が日本毛織會社に、合併しやうとする運動が起つたが、之は双方の主張一致せず、結局不調に了つた。

而して、此の間、日本羊毛工業會は、經過するところ、當初の所期に反し、各部は其の小利害に拘泥して、事毎に一致を缺き、問屋側の團體の如きは會を脱退して、統制行はれざるため、昭和四年五月、川西會長は其の責を引いて辭職するに至り、會務は漸次振はざることとなつた。其の後日本毛織の本會脱退に引續いて、東洋モス、合同毛織等の有力會社が破綻するに及んで、有名無實の存在とならんとする形勢となつたが、五年七月二十六日の總會で「日本羊毛工業會」の新陣容となり、我が日本毛織も再び入會し、その理事長に當選した。更生せる新規約と七月二十六日現在の會員は左の如くである。

日本羊毛工業會規約 (昭和五年七月二十六日改正)

第一章 總 則

第一條 本會ハ日本羊毛工業會ト稱ス

第二條 本會ハ我國羊毛工業ニ關スル諸問題ヲ調査研究シ其進歩發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 羊毛工業ニ關スル調査研究

一 羊毛工業ニ關スル圖書雜誌ノ刊行
一 羊毛工業ニ關スル一般智識ノ普及
一 關係諸機關トノ連絡協調
一 其他羊毛工業ノ進歩發達ニ必要ナリト認メタル諸般ノ事業

第四條 本會ノ事務所ヲ東京市及ビ大阪市ニ置ク但必要ニ應ジ理事會ノ議ヲ經テ他ノ都市ニ支部ヲ設クルコトヲ得

第二章 會員

第五條 本會ノ會員ハ個人又ハ團體ニシテ本會ノ目的ニ賛成シタル者トス
會員中毛織物製織業者、毛絲紡績業者ヲ正會員トシ其他ノ會員ヲ准會員トス
羊毛工業ニ關スル功勞者又ハ有識者ヲ理事會ノ推薦ニヨリ特別會員トス

第六條 入會セントスルトキハ本會ニ届出テ理事會ノ承認ヲ受クルモノトス
會員ハ届出ニヨリテ退會スルコトヲ得但其年度ノ會費ヲ完納スルコトヲ要ス

第七條 會費ハ一ヶ年正會員金五百圓、准會員金六拾圓トシ二期ニ分チテ徵收ス
一 特別會員ハ會費ヲ徵收セズ
二 會計年度ノ中間ニ入會シタル者ハ月割ヲ以テ之ヲ徵收ス

第八條 會員ノ除名ハ理事會ノ提案ニヨリ總會ノ決議ヲ要ス

第九條 退會セル者又ハ除名セラレタル者ハ既納會費ノ返戻及本會資産ニ關シ何等ノ權利ヲ有セズ

第三章 役員

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 壹名

第九條 退會セル者又ハ除名セラレタル者ハ既納會費ノ返戻及本會資産ニ關シ何等ノ權利ヲ有セズ

第三章 役員

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 壹名

理事長 壹名

理事 若干名

但會長ハ之ヲ置カザルコトアルベシ

第十一條 役員ハ名譽職トシ其選出方法左ノ如シ

會長ハ理事會ノ議ヲ經テ會員外ヨリ推薦スルモノトス

理事長ハ理事ノ互選ニヨル

理事ハ定時總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

第十二條 役員ノ任期ハ壹ケ年トシ再選重任ヲ妨ゲズ

第十三條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總括ス

會長事故アルトキハ理事長之ヲ代理ス

理事長ハ會務ヲ執行ス

會長ヲ置カザルトキハ理事長之ニ代ル

第十四條 理事ニ缺員ヲ生ズルモ二分ノ一以下ニ減セザルトキハ次ノ定時總會迄補任セズ

補缺理事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四章 會議

第十五條 會議ハ總會、理事會、部會ノ三種トス

第十六條 定時總會ハ毎年四月ニ開催シ事業ノ報告、豫算決算ノ議定、理事ノ選舉并ニ理事會ノ

提案事項ヲ協議決定ス

第十七條 臨時總會ハ理事會ノ決議若クハ會員三分ノ一以上ノ請求ニヨリ理事長之ヲ招集ス

第十八條 總會ノ招集ハ少クモ七日前ニ會議ノ目的タル事項ヲ記載シ日時、場所ト共ニ會員ニ通知スルコトヲ要ス

第十九條 正會員ノ表決權ハ壹人ニ付壹個トス

准會員ハ正會員ト利害共通ノ件ニ就テノミ發言及表決權ヲ有ス但准會員ハ役員選舉ニ干與スルコトヲ得ズ

特別會員ハ表決權ヲ有セズ

第二十條 會員ハ自己ノ代人ヲ總會ニ出席セシメ表決權ヲ行フコトヲ得

但代人ハ其會員ノ從業員ニ限ル

第二十一條 總會及理事會ハ正會員二分ノ一以上ノ出席アルニアラザレバ決議スルコトヲ得ズ但假決議ヲナシ壹ヶ月以内ニ再ビ總會又ハ理事會ヲ開キ其承認ヲ求ムルコトヲ得此場合出席正會員ノ數二分ノ一ニ充タザルモ妨グズ

會議ノ決議ハ出席會員表決權ノ過半數ニ依リ決ス可否同數ノ場合議長之ヲ決ス但規約ノ變更、解散、重要財産ノ處分、其他重要事項ハ出席會員表決權ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ要ス

第二十二條 理事會ハ會務遂行上必要アル場合理事長之ヲ招集ス

第二十三條 會員ハ各自ノ業體ニ依リ必要ニ應ジ部會ヲ設クルコトヲ得

第二十四條 部會ニ關スル細則ハ各部會ニ於テ之ヲ定メ理事會ノ承認ヲ受クルモノトス

第二十五條 部會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ理事會ニ届出ヅベシ

理事會ニ於テ前項決議ガ重大ナルモノト認メタルトキハ總會ヲ開キテ之ヲ附議ス